

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

29

### 条 例

- 東京都都市外交人材育成基金条例……………（政策企画局）…三
- 東京都アジア人材育成基金条例を廃止する条例……………（同）…三
- 東京都行政手続条例の一部を改正する条例……………（総務局）…三
- 東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都人事委員会）…六
- 東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例……………（東京都選挙管理委員会）…六
- 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都監査委員）…九
- 東京都人に優しく快適な街づくり基金条例……………（財務局）…九
- 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九

- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…二〇
- 東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都収用委員会）…三
- 東京都消費生活条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…三
- 東京都芸術文化振興基金条例……………（同）…三
- 東京都教育委員会組織条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…三
- 東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例……………（同）…四
- 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…六
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例……………（同）…三
- 八王子都市計画事業由木土地区画整理事業施行規程等……………（同）…三
- 東京都建築審査会条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都建築指導事務所設置条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都建築安全条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都福祉先進都市実現基金条例……………（福祉保健局）…五
- 東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例……………（同）…五

- 東京都立ナーシングホーム条例の一部を改正する条例……………(同)三七
- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例……………(同)三三
- 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)四四
- 東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)四四
- 東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例……………(同)四四
- 東京都立多摩療育園条例の一部を改正する条例……………(同)四四
- 東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例……………(同)四四
- プール等取締条例の一部を改正する条例……………(同)四四
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………(同)四四
- 食品製造業等取締条例の一部を改正する条例……………(同)四五
- 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例……………(同)四五
- 東京都立病院条例の一部を改正する条例……………(病院経営本部)四五
- 東京都おもてなし・観光基金条例……………(産業労働局)五五
- 東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例……………(同)五五
- 東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例……………(同)五五
- 東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例……………(中央卸売市場)五七
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………(港湾局)五七
- 東京都宮空港条例の一部を改正する条例……………(同)五七
- 東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都労働委員会)五九
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………(環境局)六九
- 東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例……………(同)七〇
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)七〇
- 土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)七〇
- 東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例……………(同)七〇
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例……………(同)七〇
- 東京都駐車場条例の一部を改正する条例……………(建設局)七〇

- 東京都立公園条例の一部を改正する条例……………(同)七四
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 東京都葬儀所条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)七五
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………(東京消防庁)七五
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)七五
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)七五
- 東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)七五
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)七五

条例のあらまし

●東京都都市外交人材育成基金条例 (条例第六号)

一 東京と世界各都市との発展に向け、その相互の交流及び協力を担う人材の育成に資する施策の推進に要する資金に充てるため、東京都都市外交人材育成基金を設置します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都アジア人材育成基金条例を廃止する条例(条例第七号)

一 東京都都市外交人材育成基金の新設に伴い、東京都アジア人材育成基金を廃止します。

二 この条例は、平成二七年七月一日から施行します。

●東京都行政手続条例の一部を改正する条例(条例第八号)

一 行政手続法(平成五年法律第八八号)の改正を踏まえ、法律又は条例に規定する要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度を設けるなど、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 東京都知事及び副知事の給料月額を引き上げます。

(一) 知事

月額 一、四七八、〇〇〇円

↓ 一、四五五、〇〇〇円

(二) 副知事

月額 一、二〇七、〇〇〇円

↓ 一、一八八、〇〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 非常勤職員の報酬の限度額を引き上げます。

(例) 報酬の限度額

医療業務に従事する者

月額 六五四、〇〇〇円

↓ 六五五、〇〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
知事部局	二四、〇五三	二三、八八六	一六七
公営企業	一二、八九八	一三、〇一〇	△一二二
議会・行政委員会	九九三	九九八	△五
合計	三七、九四四	三七、八九四	五〇

二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二六年法律第七六号)の施行に伴い、規定を整備します。

三 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

一 基金の額を改めます。

二八〇、八一九、〇一七千円 ↓ 二八三、三七六、二九二千円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 東京都人事委員会委員の給料等の額を引き下げます。

(例) 常勤の委員の給料

月額 八七五、〇〇〇円

↓ 八六一、〇〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 東京都選挙管理委員の報酬の額を引き上げます。

(例) 委員長

月額 五二二、〇〇〇円

↓ 五二三、〇〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 東京都監査委員の給料等の額を引き下げます。

(例) 常勤の識見監査委員の給料

(一) 代表監査委員

月額 八七五、〇〇〇円

↓ 八六一、〇〇〇円

(二) その他の監査委員

月額 八五九、〇〇〇円

↓ 八四五、〇〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都人に優しく快適な街づくり基金条例(条例第一八号)

一 公共交通及び道路の安全確保、都市景観の向上等、東京を誰もが安心して快適に過ごすことができる街として整備するため、東京都人に優しく快適な街づくり基金を設置します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 東京都議会議員の議員報酬の額を引き上げます。

(例) 議長

月額 一、二六八、〇〇〇円

↓ 一、二七〇、〇〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都税条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

一 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を平成二七年も継続します。

二 都民税の法人税割に係る超過課税を平成三二年九月三〇日まで五年間延長します。

三 電気自動車等に対する自動車税等の課税免除措置の適用期限を平成二八年三月三十一日まで(電気自動車のうち燃料電池自動車については、平成三三年三月三十一日まで)継続します。

四 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

●東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(条例第二一号)

一 東京都収用委員会委員及び予備委員の報酬の額を引き上げます。

(例) 会長

月額 五二二、〇〇〇円

↓ 五二三、〇〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都消費生活条例の一部を改正する条例 (条例第二二号)

一 消費者が売り主となる取引における事業者の不適正な取引行為に対応するため、取引の定義を改めます。

二 立入調査の対象に契約事業者以外で取引に密接に関係する別の事業者(密接関係者)を新たに規定します。

三 消費者の消費者教育への参画並びに消費者団体、事業者及び事業団体の役割について新たに規定します。

四 消費者被害が東京都に集中的に発生している取引を禁止命令の対象に新たに追加します。

五 この条例は、平成二七年七月一日ほかから施行します。

●東京都芸術文化振興基金条例 (条例第二三号)

一 芸術文化の振興及び国内外への日本文化の魅力の発信に寄与することを目的とする事業に要する資金に充てるため、東京都芸術文化振興基金を設置します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会組織条例の一部を改正する条例 (条例第二四号)

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二六年法律第七六号)の施行に伴い、教育委員会を組織する構成員について規定を改めます。

六人の委員 ↓ 教育長及び五人の委員

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二五号)

一 東京都教育委員会委員の報酬の額を引き上げます。

(一) 委員長

月額 五二二、〇〇〇円 ↓ 五二三、〇〇〇円

(二) 委員

月額 四二八、〇〇〇円 ↓ 四二九、〇〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例 (条例第二六号)

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二六年法律第七六号)の施行に伴い、東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和六二年東京都条例第五二号)の全部を改正します。

(例) 教育長について、給料の額、手当、退職手当の額、旅費、職務に専念する義務の特例等を規定します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二七号)

一 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(平成二六年政令第一九六号)の施行に伴い、特別区及び市の事務の範囲に係る規定を整備するほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限

の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

- 一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二六年法律第七六号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

- 一 東京都西部学校経営支援センターの位置を改めます。  
立川市錦町六丁目三番一号  
↓ 立川市錦町四丁目六番三号
- 二 この条例は、平成二七年六月二二日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

- 一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
小学校	三〇、九〇五	三〇、七〇五	二〇〇
中学校	一五、七二六	一五、六二四	一〇二
高等学校	一一、一八一	一一、二二四	△四三
特別支援学校	五、八一〇	五、七七九	三一
合計	六三、六二二	六三、三三二	二九〇

- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

- 一 補償基礎額を改定するほか、規定を整備します。  
(例) 学校医及び学校歯科医の補償基礎額  
医師、歯科医師としての経験年数五年以上一〇年未満  
八、六〇〇円 ↓ 八、六一二円

- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

- 一 東京都立南多摩高等学校及び東京都立三鷹高等学校を廃止します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

- 一 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(平成二六年政令第一九六号)の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

- 一 建築基準法の一部を改正する法律(平成二六年法律第五四号)等の施行に伴い、関連する手数料を新設するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年六月一日ほかから施行します。

●東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例(条例第三五号)

- 一 区画整理事務所及び再開発事務所の再編に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●八王子都市計画事業由木土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例(条例第三六号)

- 一 八王子都市計画事業由木土地区画整理事業等の終了に伴い、廃止します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都建築審査会条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

- 一 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第八〇号）の施行に伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都建築指導事務所設置条例の一部を改正する条例（条例第三八号）

- 一 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成二六年政令第一九六号）の施行に伴い、八王子市が行うこととする事務について、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都建築安全条例の一部を改正する条例（条例第三九号）

- 一 建築基準法の一部を改正する法律（平成二六年法律第五四号）の施行等を踏まえ、寄宿舎等の制限を緩和するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例（条例第四〇号）

- 一 福島復興再生特別措置法（平成二四年法律第二五号）における居住制限者に対する都営住宅の利用者の資格の特例を設けます。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都福祉先進都市実現基金条例（条例第四一号）

- 一 子育て家庭への支援や超高齢化への対応などの福祉先進都市実現に向けた施策を推進し、もって誰もが地域で安心して暮らすことができる社会を構築するため、東京都福祉先進都市実現基金を設置します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第四二号）

- 一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

- 備に関する法律（平成二六年法律第五一号）の施行による保健師助産師看護師法（昭和二三年法律第二〇三号）の改正に伴い、貸与の資格に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（条例第四三号）

- 一 平成二七年度及び平成二八年度における東京都国民健康保険調整交付金の総額に係る特例を設けます。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都立ナーシングホーム条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

- 一 東京都板橋ナーシングホームの廃止に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

- 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第六六号）の施行に伴い、認定こども園の認定に係る要件を改めます。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四六号）

- 一 児童福祉法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四七号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

一 都立施設改革に伴い、東京都日野療護園等を社会福祉法人に移譲するため、廃止します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例(条例第四八号)

一 児童福祉法の一部を改正する法律(平成二六年法律第四七号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立多摩療育園条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

一 児童福祉法の一部を改正する法律(平成二六年法律第四七号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)

一 児童福祉法の一部を改正する法律(平成二六年法律第四七号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●プール等取締条例の一部を改正する条例(条例第五一号)

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二四年法律第六六号)の施行に伴い、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

一 営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で定める基準を改めます。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●食品製造業等取締条例の一部を改正する条例(条例第五三号)

一 弁当類又はそう菜類を販売する行商に係る許可制を定めるとともに、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で定める基準を改めます。

二 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

●東京都ぶぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二六年法律第五一号)の施行による調理師法(昭和三三年法律第一四七号)の改正に伴い、ぶぐ調理師試験の受験資格に係る規定を整備するほか、手数料の額を改定します。

(例) ぶぐ調理師試験手数料 一七、九〇〇円 ↓ 一九、七〇〇円

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都立病院条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

一 都立病院における病児・病後児保育の実施に伴い、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都おもてなし・観光基金条例(条例第五六号)

一 東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に要する資金に充てるため、東京都おもてなし・観光基金を設置します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例(条例第五七号)

一 森林整備加速化・林業再生基金事業が平成二七年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。



●東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例(条例第五八号)

- 一 東京都立城東職業能力開発センター及び同センター足立校の統合並びに移転に伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例(条例第五九号)

- 一 食品表示法(平成二五年法律第七〇号)の施行等に伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例(条例第六〇号)

- 一 海上公園の占用料の種別を新設するほか、使用料及び占用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都営空港条例の一部を改正する条例(条例第六一号)

- 一 東京都営空港に指定管理者制度を導入します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第六二号)

- 一 東京都労働委員会委員の報酬の額を引き上げます。  
(例) 会長  
月額 五二二、〇〇〇円  
↓ 五二三、〇〇〇円
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(条例第六三

号)

- 一 日常生活等に係る騒音の規制基準から子供の声等の適用を除外するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

●東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例(条例第六四号)

- 一 水素エネルギーの利用の拡大を図るとともに、エネルギーの有効利用及び低炭素かつ自立分散型のエネルギーの利用が進んだスマートエネルギー都市の実現に資するため、東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金を設置します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第六五号)

- 一 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成二五年法律第三九号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第六六号)

- 一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二六年法律第五一号)の施行による土壤汚染対策法(平成一四年法律第五三号)の改正に伴い、指定調査機関の指定等に関する手数料に係る規定を設けます。  
指定調査機関指定申請手数料 三〇、九〇〇円  
指定調査機関指定更新申請手数料 二四、八〇〇円
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例(条例第六七

号)

- 一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二六年法律第四六号)等の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例(条例第六八号)

- 一 自然公園施設の占用料の種別を新設するほか、使用料及び占用料の上限額を改定します。

(例) 占用料の種別の新設

食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫

占用面積一月一平方メートルまでごとに 九〇円

- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都駐車場条例の一部を改正する条例(条例第六九号)

- 一 利用料金の上限額を改定します。

八重洲駐車場ほか四場 三〇分までごとに 二三〇円 ↓ 二五〇円

板橋四ツ又駐車場 三〇分までごとに 一五〇円 ↓ 一八〇円

- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例(条例第七〇号)

- 一 都立公園の占用料の種別を新設するほか、使用料及び占用料の上限額を改定します。

(例) 占用料の種別の新設

食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫

占用面積一月一平方メートルまでごとに 八五九円

- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例(条例第七一号)

- 一 使用料の上限額を改定します。

谷中霊園の立体埋蔵施設

四七二、〇〇〇円 ↓ 五四二、〇〇〇円

- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都葬儀所条例の一部を改正する条例(条例第七二号)

- 一 青山葬儀所の待合室利用料の区分を設定するとともに、利用料金の上限額を改定するほか、規定を整備します。

(例) 待合室利用料の区分の設定

(一回(八時間以内、都内に住所を有する者)) 一九七、〇〇〇円

- 二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第七三号)

- 一 東京都公安委員会委員の報酬の限度額を引き上げます。

(一) 委員長

月額 五二二、〇〇〇円

↓ 五二三、〇〇〇円

(二) 委員

月額 四二八、〇〇〇円

↓ 四二九、〇〇〇円

- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第七四号)

- 一 地方警察職員の定数を改めます。

- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第七五号)

一 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第一九号）の施行に伴い、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を新設します。

二 この条例は、平成二十七年六月一日から施行します。

●東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

一 少年院法（平成二六年法律第五八号）及び少年鑑別所法（平成二六年法律第五九号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、少年院法（平成二六年法律第五八号）の施行の日から施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例（条例第七七号）

一 消防職員の定数を改めます。

消防吏員 一七、七二八人 ↓ 一七、八三九人

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例（条例第七八号）

一 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二五年政令第三六八号）の施行に伴い、自動火災報知設備の設置に係る規定を改めます。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七九号）

一 大学生等の消防団への加入の促進を図るため、消防団員の任命の資格に係る規定等を改めます。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（条例第八〇号）

一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めます。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第八一号）

一 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二六年厚生労働省令第四号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成一一年厚生省令第三七号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第八二号）

一 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二六年厚生労働省令第四号）の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成一一年厚生省令第三八号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第八三号）

一 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二六年厚生労働省令第四号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成一八年厚生労働省令第三五号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第八四号）

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四年厚生労働省令第一五号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第八五号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準(平成一八年厚生労働省令第一七一号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

条 例

東京都都市外交人材育成基金条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六号

東京都都市外交人材育成基金条例

(設置)

第一条 東京と世界各都市との発展に向け、その相互の交流及び協力を担う人材の育成に資する施策の推進に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都都市外交人材育成基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。
- (運用益金の処理)
- 第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都アジア人材育成基金条例を廃止する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七号

東京都アジア人材育成基金条例を廃止する条例

東京都アジア人材育成基金条例(平成二十年東京都条例第六号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

東京都行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八号

東京都行政手続条例の一部を改正する条例

東京都行政手続条例（平成六年東京都条例第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十五条」に、「第五章 届出（第三十五条）」を

「第五章 処分等の求め（第三十六条）」

第六章 届出（第三十七条）」に改める。

第三条中「第四章」を「第五章」に改める。

第三十三条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、都の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十五条を第三十七条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第三十五条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした都の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見を陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一 届出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由

六 その他参考となる事項

3 当該都の機関は、第一項の規定による届出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 処分等の求め

（処分等の求め）

第三十六条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する都の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一 届出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令又は条例等に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は都の機関は、第一項の規定による届出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしな

ければならない。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九号

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例(昭和二十三年東京都条例第二百二号)の一部を次のように改正する。

別表(一)中「一、四七八、〇〇〇円」を「一、四五五、〇〇〇円」に、「一、二〇七、〇〇〇円」を「一、一八八、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表一中「六五四、〇〇〇円」を「六五五、〇〇〇円」に、「四七六、〇〇〇円」を「四七七、〇〇〇円」に、「四四三、〇〇〇円」を「四四四、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十一号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例(昭和二十四年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二三、八八六人」を「二四、〇五三人」に改め、同表一の項中「六、五四六人」を「六、五一六人」に、「三、九三三人」を「三、八六三人」に、「二、五三一人」を「二、五一九人」に、「一三、〇一〇人」を「一二、八九八人」に改め、同表七の項中「六六八人」を「六六三人」に改め、同表合計の項中「三七、八九四人」を「三七、九四四人」に改め、同条第四項中「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

附則

第三条中「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、

同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の東京都職員定数条例第二条第四項及び第三条の規定は適用せず、この条例による改正前の東京都職員定数条例第二条第四項及び第三条の規定は、なおその効力を有する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十二号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項の次に次のように加える。

六の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下この項において「省令」という。）、東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号。以下この項において「手数料条例」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各特別区

イ 法第百二条第一項の規定による知事に提出すべき認定の申請書の受理

ロ 省令第五十条の規定により知事が発行した認定通知書の交付

ハ 省令第五十二条第一項の規定による知事に提出すべき許可申請書の受理

ニ 省令第五十二条第二項の規定により知事が発行した許可通知書の交付

ホ 省令第五十二条第三項の規定により知事が発行した許可しない旨の通知書の交付

ヘ 手数料条例別表一の部第十四の項に定める手数料の徴収

ト イからへまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表十二の項中「平成十二年東京都条例第七十七号。」を削り、同表十六の項ハ中「イ及びロ」を「イからへまで」に改め、同項中ハをトとし、ロをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 省令第三十四条第一項の規定により知事が発行した認定通知書の交付

へ 省令第三十八条第一項の規定により知事が発行した認定通知書の交付

第二条の表十六の項の次に次のように加える。

ロ 法第二十二條第一項の規定による知事に提出すべき認定の申請書の受理

ハ 法第二十五條第一項の規定による知事に提出すべき認定の申請書の受理

第二条の表十八の項イ(47)中「(46)」を「(48)」に改め、同項イ中(47)を(49)とし、(30)から(46)までを(32)から(48)までとし、同項イ(29)中「第四条の十六第四項」を「第四条の十六第五項」に、「仮使用承認通知書」を「仮使用認定通知書」に改め、同項イ中(29)を(31)とし、同項イ(28)中「第四条の十六第一項」を「第四条の十六第一項又は第三項」に、「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項イ中(28)を(30)とし、(15)から(27)までを(17)から(29)までとし、(14)の次に次のように加える。

(15) 法第七条の六第三項（法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による知事に提出すべき仮使用認定報告書の受理

(16) 法第七条の六第四項（法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により知事が発行した適合しないと認める旨の通知書の交付

第二条の表十九の項中チからワまでをリからカまでとし、トの次に次のように加える。  
チ 条例第二十一条第二項の規定による寄宿舎又は下宿に係る制限の緩和に関する認定

第二条の表三十五の項ヲ中「ル」を「カ」に改め、同項中ヲをヨとし、チからルまでをルからカまでとし、同項ト中「へ」を「リ」に改め、同項中トをヌとし、へをリとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第三十四条の十八第一項の規定による知事に対して行うべき病児保育事業の開始の届出の受理

ト 法第三十四条の十八第二項の規定による知事に対して行うべき病児保育事業の変更の届出の受理

チ 法第三十四条の十八第三項の規定による知事に対して行うべき病児保育事業の廃止又は休止の届出の受理

第二条の表三十五の二の項イ中「第二項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条」を削り、同表四十五の項イ中「「商人」の下に「、弁当等人力販売業者」を加え、同項イ(4)中「製造業者等」を「弁当等人力販売業者」に改め、同項イ中(17)を(23)とし、(16)を(22)とし、(15)を(21)とし、(14)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 条例第九条第四項の規定により返納される許可済証の受理

第二条の表四十五の項イ中(13)を(18)とし、(12)を(17)とし、(11)を(16)とし、同項イ(10)中「第五条の四第二項」を「第五条の六第二項」に改め、同項イ中(10)を(15)とし、同項イ(9)中「第五条の四第一項」を「第五条の六第一項」に改め、同項イ中(9)を(14)とし、同項イ(8)中「第五条の三第二項」を「第五条の五第二項」に改め、同項イ中(8)を(13)とし、同項イ(7)中「第五条の三第一項」を「第五条の五第一項」に改め、同項イ中(7)を(12)とし、同項イ(6)中「第五条の二第二項」を「第五条の四第二項」に改め、同項イ中(6)を(11)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 条例第五条の二第二項の規定による弁当等人力販売業者に係る許可済証の交付

(7) 条例第五条の二第二項の規定による申請事項の変更の届出の受理

(8) 条例第五条の二第三項の規定による許可済証の再交付

(9) 条例第五条の三第一項及び第二項の規定による製造業者等に係る営業の許可並びに条例第八条の規定による条件の付加

(10) 条例第五条の三第三項の規定による申請事項の変更の届出の受理

第二条の表四十五の項口中(18)を(24)とし、同項口(17)中「及び商人」を「、商人及び弁当等人力販売業者」に改め、同項口中(17)を(23)とし、同項口(16)中「「商人」の下に「、弁当等人力販売業者」を加え、同項口中(16)を(22)とし、同項口(15)中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項口中(15)を(21)とし、(14)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 条例第九条第四項の規定により知事に返納される許可済証の受理

第二条の表四十五の項口中(13)を(18)とし、(12)を(17)とし、(11)を(16)とし、同項口(10)中「第五条の四第二項」を「第五条の六第二項」に改め、同項口中(10)を(15)とし、同項口(9)中「第五条の四第一項」を「第五条の六第一項」に改め、同項口中(9)を(14)とし、同項口(8)中「第五条の三第二項」を「第五条の五第二項」に改め、同項口中(8)を(13)とし、同項口(7)

中「第五条の三第一項」を「第五条の五第一項」に改め、同項口中(7)を(12)とし、同項口(6)中「第五条の二第二項」を「第五条の四第二項」に改め、同項口中(6)を(11)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 条例第五条の二第二項の規定による知事に提出すべき許可済証の交付に係る申請書の受理及び知事が発行した許可済証の交付

(7) 条例第五条の二第二項の規定による知事に対して行うべき申請事項の変更の届出の受理

(8) 条例第五条の二第三項の規定による知事に提出すべき許可済証の亡失又はき損の申請の受理及び知事が再発行した許可済証の交付

(9) 条例第五条の三第一項及び第二項の規定による知事に提出すべき許可の申請書の受理

(10) 条例第五条の三第三項の規定による知事に対して行うべき申請事項の変更の届出の受理

第二条の表六十五の項中「、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「省令」という。）」を削り、同項イを次のように改める。

イ 法第三十九条の二第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の営業所管理者の兼務許可

第二条の表六十五の項中ロからリまでを削り、ヌをロとし、ルをハとし、ヲをニとし、同表七十八の項中ネをキとし、同項ツ中「第二十三条」の下に「、第二十四条」を加え、同項中ツをムとし、ムの次に次のように加える。

ウ 法第九十九条の規定による地方公共団体等への委託

第二条の表七十八の項中「からリまで、ヲ及びカ」を「、ニ、ハからヌまで、ワ及びヨ」に改め、同項中ソをラとし、ヨからレまでをツからナまでとし、カをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 法第五十八条の八の規定による河川協力団体の指定



レ 法第五十八条の十の規定による河川協力団体の監督等

ソ 法第五十八条の十一の規定による河川協力団体に対する情報の提供等

第二条の表七十八の項ワ中「ト」を「チ」に改め、同項中ワをカとし、同項ヲ中「カ  
らへまで」を「へ及びト」に改め、同項中ヲをワとし、同項ル中「チまで及びカ」を  
「リまで及びヨ」に改め、「許可」の下に「又は登録」を加え、同項中ルをヲとし、ホ  
からヌまでをへからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 法第二十三条の二の規定による登録の申請書の受理

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十八の項の  
改正規定は同年六月一日から、同表四十五の項の改正規定は同年十月一日から施行す  
る。

2 食品製造業等取締条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第五十三  
号）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる行商人に係る事務は、この  
条例による改正後の特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表  
四十五の項の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前  
の例による。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布す  
る。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第十三号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条  
例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七  
号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項中チからワまでをリからカまでとし、トの次に次のように加える。  
チ 条例第二十一条第二項の規定による寄宿舎又は下宿に係る制限の緩和に関する

認定

第二条の表二十六の項ソ中「へからチまで」を「リからルまで」に改め、同項中ソを  
ナとし、同項レ中「ヌ、ヲ及びカ」を「ワ、ヨ及びレ」に改め、同項中レをネとし、同  
項タ中「ホ」を「チ」に改め、同項中タをツとし、同項ヨ中「リ、ル及びワ」を「ヲ、  
カ及びタ」に改め、同項中ヨをソとし、チからカまでをルからレまでとし、同項ト中  
「へ」を「リ」に改め、同項中トをヌとし、へをリとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第三十四条の十八第一項の規定による知事に対して行う

べき病児保育事業の開始の届出の受理

ト 法第三十四条の十八第二項の規定による知事に対して行う

べき病児保育事業の変更の届出の受理

チ 法第三十四条の十八第三項の規定による知事に対して行う

べき病児保育事業の廃止又は休止の届出の受理

第二条の表二十七の項イ中「第二項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条」を  
削り、同表二十九の六の四の項ニ中「製造業者等」を「弁当等人力販売業者」に改め、  
同項ソ中「レ」を「ム」に改め、同項中ソをウとし、レをムとし、タをラとし、ヨをナ  
とし、カをツとし、ツの次に次のように加える。

ネ 条例第九条第四項の規定により返納される許可済証の受理

第二条の表二十九の六の四の項中ワをソとし、ヲをレとし、ルをタとし、同項ヌ中  
「第五条の四第二項」を「第五条の六第二項」に改め、同項中ヌをヨとし、同項リ中  
「第五条の四第一項」を「第五条の六第一項」に改め、同項中リをカとし、同項チ中  
「第五条の三第二項」を「第五条の五第二項」に改め、同項中チをワとし、同項ト中  
「第五条の三第一項」を「第五条の五第一項」に改め、同項中トをヲとし、同項ヘ中  
「第五条の二第二項」を「第五条の四第二項」に改め、同項中ヘをルとし、ホの次に次  
のように加える。

へ 条例第五条の二第一項の規定による弁当等人力販売業者に係る許可済証の交付

ト 条例第五条の二第二項の規定による申請事項の変更の届出の受理

チ 条例第五条の二第三項の規定による許可済証の再交付

リ 条例第五条の三第一項及び第二項の規定による製造業者等に係る営業の許可並びに条例第八条の規定による条件の付加

ヌ 条例第五条の三第三項の規定による申請事項の変更の届出の受理

第二条の表二十九の十の項ニを次のように改める。

ニ 法第三十九条の二第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の営業所管理者の兼務許可

第二条の表二十九の十の項ホ及びヘを削り、同項ト中「並びに高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項チ中「医薬部外品」を「並びに医薬部外品」に改め、「並びに高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項リからラまでの規定中「並びに高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中リからラまでをトからヌまでとし、同項ワ中「並びに高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業及び貸与業」を削り、同項ヅをルとし、同項カ中「医薬品」を「並びに医薬品」に改め、「並びに高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者」を削り、同項中カをヲとし、同項ヨからレまでの規定中「並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」を削り、同項中ヨからラまでをワからネまでとする。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十九の六の四の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 食品製造業等取締条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第五十三号)附則第四項の規定によりなお従前の例によるとされる行商人に係る事務は、この条例による改正後の市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表二十九の六の四の項の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

●東京都条例第十四号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例(昭和四十四年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二千八百八億一千九百一十七千円」を「二千八百三十三億七千六百二十九万二千円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、百九十六億七千四百五十二万八千円は特別区への貸付けに、二千六百三十七億百七十六万四千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

●東京都条例第十五号

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十七万五千円」を「八十六万一千円」に改め、同条第二項中「五十二万二千円」を「五十二万三千円」に、「四十二万八千円」を「四十二万九千円」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

●東京都条例第十六号

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年東京都条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「五二二、〇〇〇円」を「五二三、〇〇〇円」に、「四二八、〇〇〇円」を「四二九、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十七号

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例(昭和三十九年東京都条例第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十七万五千円」を「八十六万一千円」に改め、同項第二号中「八十五万九千円」を「八十四万五千円」に改め、同条第二項中「四十二万八千円」を「四十二万九千円」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都人に優しく快適な街づくり基金条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十八号

東京都人に優しく快適な街づくり基金条例

(設置)

第一条 公共交通及び道路の安全確保、都市景観の向上等、東京を誰もが安心して快適

に過ごすことができる街として整備するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都人に優しく快適な街づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十九号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十六万八千円」を「百二十七万円」に、「百十四万五千円」を「百十四万六千円」に、「百五万七千円」を「百五万八千円」に、「百三万八千円」を「百三万九千円」に、「百二万円」を「百二万一千円」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二十号

東京都条例の一部を改正する条例

東京都条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

第十三条の十九第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第六条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日（第一号に掲げる自動車にあつては、平成三十三年三月三十一日）」に改め、同項第一号中「電気自動車」の下に「のうち、水素を燃料とする燃料電池を有するもの」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電気自動車（前号に規定するものを除く。）

附則第八条の二中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日（第一号に掲げる自動車にあつては、平成三十三年三月三十一日）」に改め、同条第一号中

「をいう。」を「をいう。以下同じ。」のうち、水素を燃料とする燃料電池を有するもの」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電気自動車（前号に規定するものを除く。）

附則第十条の三第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第十一条中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。

附則第二十条中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第一号中「（法附則第二十五条第一項若しくは第三項又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項若しくは第四項のいずれかの規定の適用がある場合は、当該規定を適用した場合の都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合は、同条第三号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の改正規定 公布の日

二 第二十三条の十九第二項第一号及び附則第十条の三第一号の改正規定 平成二十七年五月二十九日

（経過措置）

2 この条例による改正前の東京都条例（以下「旧条例」という。）附則第十一条の規定は、平成二十七年十月一日前に終了した各事業年度分及び各連結事業年度分の法人の都民税については、なおその効力を有する。

3 前項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の東京都条例附則第十二条の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは、「東京都条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第二十号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の東京都条例附則第

十一条」とする。

4 旧条例附則第二十条の規定は、平成二十六年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

東京都取用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十一号

東京都取用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都取用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五二二、〇〇〇円」を「五二三、〇〇〇円」に、「四二八、〇〇〇円」を「四二九、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都消費生活条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十二号

東京都消費生活条例の一部を改正する条例

東京都消費生活条例（平成六年東京都条例第一百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十一条・第四十二条）」を「（第四十一条―第四十二条）」に改める。

第二十五条第一項中「行う取引」の下に「（商品の購入、交換等を業として営む事業者が、消費者を相手方として商品の購入、交換等をする取引を含む。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「販売」を「取引」に改め、同項第九号中「を販売する」を「に係

る取引を行う」に、「販売行為」を「取引行為」に、「の購入」を「に係る取引」に改める。

第二十五条の二第二号中「販売価格」を「取引価格」に改める。

第四十一条中「深める」を「深め、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する」に改め、「施策」の下に「及びこれに準ずる啓発活動（以下「消費者教育」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する消費者教育の推進に関する基本的事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 幼児期から高齢期に至るまで各段階に応じて体系的に実施すること。
- 二 年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の消費者教育が行われる場の特性に応じて、適切な方法によって実施すること。

三 消費者教育を推進する多様な主体と連携を図り、効果的に実施すること。

第四十一条の次に次の三条を加える。

（消費者の消費者教育への参画）  
第四十一条の二 消費者は、消費者の権利の確立及び公正かつ持続可能な社会の形成に向け、年齢、障害の有無その他の特性、様々な状況等に応じて、主体的に消費者教育に参画するものとする。

（消費者団体の役割）

第四十一条の三 消費者団体は、自主的な消費者教育に取り組みとともに、様々な場で行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

（事業者及び事業者団体の役割）

第四十一条の四 事業者及び事業者団体は、自主的な消費者教育に取り組みとともに、都、区市町村等が実施する消費者教育に係る施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者及び事業者団体は、消費者への消費生活に関する有用な情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

3 事業者は、その従業員に対する消費者教育の実施に努めるものとする。

第四十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（立入調査等）」を付し、同条第一項中「、第二十二條、第二十六條及び第五十一條第一項」を「及び第二十二條」

に、「関係人」を「事業者若しくはその従業員若しくは当該事業者の業務に従事する者（以下この条において「事業者等」という。）」に改め、同条第二項中「事業者又はその関係人」を「事業者等」に改め、同条第四項中「関係人」を「事業者等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 知事は、第二十六条及び第五十一条第一項の規定の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者と消費者との間で行う当該取引に密接に関係する者として次の各号のいずれかに該当すると知事が認める者（以下「密接関係者」という。）に対し、報告を求め、その職員をして、事業者若しくは密接関係者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入って、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、又は事業者若しくは密接関係者若しくはそれらの従業員若しくはそれらの業務に従事する者（以下この条において「事業者、密接関係者等」という。）に質問させることができる。

一 当該取引に関し、消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項を消費者に告げ、又は表示する者

二 当該取引に誘引するため又は契約後において当該取引を継続させ、若しくは取引の内容を拡大させるためほかの商品若しくはサービスを消費者に供給する者

三 当該取引に関し、契約の締結若しくは解除又は債務の履行に係る行為を行う者

四 当該取引に関し、契約の締結、履行又は解除に係る関係書類を保有する者

五 当該取引に関し、当該事業者に対し、第二十五条第一項に規定する取引行為の方法等を教示する者

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 知事は、第二十六条及び第五十一条第一項の規定の施行に必要な限度において、事業者、密接関係者等に対し、書面により、報告を要求し、又は立入調査若しくは質問に応ずべきことを要求することができる。

3 前項の書面には、要求に応じない場合においては、当該事業者又は当該密接関係者の氏名又は名称その他必要な事項を公表する旨及び報告、立入調査又は質問を必要とする理由を付さなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証

明書を携帯し、事業者、密接関係者等に提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 知事は、第二十六条及び第五十一条第一項の規定の施行に必要な限度において、事業者との間で取引を行う者に対し、当該取引に関する事項について報告を求め、第五十条に次の一項を加える。

2 知事は、事業者又は密接関係者が第四十六条の二第二項の規定による要求に従わないときは、その旨を公表するものとする。

第五十一条第一項中「、法律に定めがある場合を除き」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令は、第二十五条の二の重大不適正取引行為について、消費者被害の拡大防止を図るために実施し得る法律の規定による指示、命令、登録の取消しその他の措置がある場合には、行わないものとする。

第五十五条中「第四十六条第二項」を「第四十六条の二第二項」に改める。

別表第一号中「請求した者」を「請求した消費者」に、「行う特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）を「事業者が当該消費者の住居を訪問して行う取引」に改め、同表中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 契約を締結することを目的に、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所を消費者が訪問して、サービス提供契約の申込みをし、又はサービス提供契約を締結する場合に次の掲げるサービスの取引

(一) 雑誌、テレビ等に出演する機会若しくは当該情報の提供又は出演する機会を得るための広告宣伝若しくは交渉の代行（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売による取引を除く。）

- (二) 精神の修養又は就職、起業等のための啓発若しくは知識の伝授
- (三) 外国への留学若しくは外国における研修、就業等のあつせん又はその手続の代行

四 非宅地の土地に係る取引

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定及び同条の次に次の三条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都消費生活条例第二十五条第二項、第二十五条の二、第四十六条の二、第四十八条、第五十条及び第五十一条の規定は、この条例の施行後にした行為について適用し、この条例の施行前にした行為については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都芸術文化振興基金条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二十三号

東京都芸術文化振興基金条例

(設置)

第一条 芸術文化の振興及び国内外への日本文化の魅力の発信に寄与することを目的とする事業に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都芸術文化振興基金(以下「基金」といふ。)を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都教育委員会組織条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二十四号

東京都教育委員会組織条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会組織条例(平成十一年東京都条例第百十六号)の一部を次のように改正する。

「六人」を「教育長及び五人」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の東京都教育委員会組織条例の規定は適用せず、この条例による改正前の東京都教育委員会組織条例の規定は、なおその効力を有する。

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都条例第二十五号

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中ただし書を削る。

第二条中「委員長の報酬は、月額五十二万二千円、その他の」を削り、「四十二万八千円」を「四十二万九千円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例第一条及び第二条の規定は適用せず、この条例による改正前の東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第一条及び第二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例第二条中「五十二万二千円」とあるのは「五十二万三千円」と、「四十二万八千円」とあるのは「四十二万九千円」とする。

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都条例第二十六号

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和六十二年東京都条例第五十二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十一条第四項及び第五項の規定に基づき、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

（給料の額）

第二条 教育長の給料は、月額一、一〇六、〇〇〇円とする。

（手当）

第三条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（退職手当の額）

第四条 教育長が退職した場合には、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に百分の二十七を乗じて得た額の退職手当を支給する。

2 前項の在職月数に一月未満の日数がある場合には、これを一月とする。

（退職手当の支給）

第五条 退職手当の支給は、任期ごとに行う。

（国家公務員から引き続き教育長に選任された者に係る退職手当の特例）

第六条 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）を退職した者で当該退職の日又はその翌日に教育長に選任されたもの（以後引き続き教育長に選任された場合を含む。）につ



いては、その者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間は、教育長としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定するものの退職手当の額は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 教育長に選任された日から退職した日（教育長から引き続き教育長に選任された場合は、教育長としての最終の退職の日。以下この号において同じ。）までの在職月数及び退職した日におけるその者の教育長としての給料月額を基礎として、第四条の規定の例により計算した額

二 前項の規定により教育長としての勤続期間に通算される国家公務員としての勤続期間及び教育長に選任される直前の国家公務員を退職した日に受けていたその者の俸給月額（当該俸給月額に改定があった場合には、教育長としての最終の退職の日における改定後の俸給月額）に相当する額を基礎として、職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号。以下「退職手当条例」という。）の規定の例により計算した額

3 第一項に規定するものが教育長を退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教育長に選任されたときは、引き続き在職したものとみなし、前条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第一項に規定するものが教育長を退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び国家公務員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(旅費)

第七条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第二百二号）の規定により副知事が受けるべき額に相当する額とする。

(支給方法等)

第八条 給料の支給方法並びに第三条に規定する手当（退職手当を除く。）の額、支給

方法及び支給制限（調査審議を含む。）は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下この項において「給与条例」という。）別表第六の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第二十一条第二項に規定する期末手当の額は、給与月額に同項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合と給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合とを合計した割合を乗じて得た額に、給与条例第二十一条第二項に規定する東京都規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 退職手当の支給の手續、方法、支給制限等（調査審議を含む。）その他については、この条例に定めるもののほか、退職手当条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法及び算定方法は、この条例に定めるもののほか、職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の適用を受ける職員の例による。

(職務に専念する義務の特例)

第九条 法第十一条第五項の規定による教育長の職務に専念する義務の特例については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第二条中「任命権者又はその委任を受けた者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例の規定は適用せず、この条例による改正前の東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。  
第二条に次の一号を加える。

七 東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成二十七年東京都条例第二十六号）の適用を受ける者

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十七号

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十の項中「各区市」の下に「(八王子市を除く。)」を加え、同表十一の項中「第二十三条第八号」を「第二十一条第八号」に改め、「各区市」の下に「(八王子市を除く。)」を加え、同表十四の項中「第二十三条第十七号」を「第二十一条第十七号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(平成二十年東京都条例第四十号)の一部を次のように改正する。

題名中「第二十四条の二」を「第二十三条」に改める。

本則中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十九号

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例  
東京都学校経営支援センター設置条例(平成十七年東京都条例第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表東京都西部学校経営支援センターの項位置の欄を次のように改める。

立川市錦町四丁目六番三三号

附 則

この条例は、平成二十七年六月二十二日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三十号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表一の項中「三〇、七〇五人」を「三〇、九〇五人」に改め、同表二の項中「一五、六二四人」を「一五、七二六人」に改め、同表三の項中「一一、二二四人」を「一一、一八一人」に改め、同表四の項中「五、七七九人」を「五、八一〇人」に改め、同表合計の項中「六三、三三二人」を「六三、六二二人」に改める。

付則第二項中「第二十三条第八号」を「第二十一条第八号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

●東京都条例第三十一号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十七年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

別表中

六、八七七円	八、六〇〇円	一一、四二〇円	一二、九六〇円	一五、五〇〇円	一六、五二九円
五、六六四円	六、五六四円	八、〇〇一円	九、六五〇円	一〇、八四五円	一一、〇一六円

を

六、八八九円	八、六二二円	一一、四三五円	一二、九七八円	一五、五二〇円	一六、五五〇円
六、〇三三円	七、一九八円	八、七四一円	一〇、〇四五円	一一、六〇六円	一二、一三四円

に改め、同表備考第二号(二)中「医師及び歯科医師にあ

つては四年、薬剤師にあつては五年」を「四年」に改め、同号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とする。

第二条 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の

一部を次のように改正する。  
別表中

六、八八九円	八、六二二円	一一、四三五円	一二、九七八円	一五、五二〇円	一六、五五〇円
六、〇三三円	七、一九八円	八、七四一円	一〇、〇四五円	一一、六〇六円	一二、一三四円

を

七、〇〇五円	八、七〇九円	一一、四二七円	一二、九六九円	一五、五一〇円	一六、五三九円
六、一〇五円	七、一九七円	八、九一六円	一〇、四二二円	一一、四三三円	一二、八二六円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十七年四月一日(以下「一部施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「第一条による改正後の条例」という。)別表の規定は、平成二十六年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適

用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定は、一部施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに一部施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で一部施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、一部施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する第一条による改正後の条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十七年三月三十一日

東京都条例第三十二号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例  
東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中

同	松が谷高等学校	同	松が谷千七百七十二番
同	南多摩高等学校	同	明神町四丁目二十番一号

を

東京都知事 外 添 要 一

同 松が谷高等学校 同 松が谷千七百七十二番 に、

同 武蔵野北高等学校 同 八幡町二丁目三番十号

同 三鷹高等学校 三鷹市新川六丁目二十一番二十一号 を

同 武蔵野北高等学校 同 八幡町二丁目三番十号 に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

東京都条例第三十三号

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例  
東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第六十六条の二 この条例の規定は、八王子市の区域における屋外広告物及び屋外広告業については、適用しない。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三十四号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款中「(昭和二十五年法律第二百一号)」の下に「及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を加え、同款一の項中「第六条第五項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する」を「第六条の三第一項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。))である建築主事が、建築基準法施行令第九条の三の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同款一の二の項中「第六条第四項」を「第六条の三第一項」に、「確認の申請に対する審査に係る構造計算適合性判定に係る」を「構造計算適合性判定の申請に対する」に、「一の建築物」を「部分」に、「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「同条第三号イ」を「同項第三号イ」に、「確認申請」を「構造計算適合性判定申請」に改め、同項を同款一の三の項とし、同款一の項の次に次のように加える。

一の二 建築基準法第六條第四項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料 特定建築基準適合審査手数料の額は、特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額 (1) 千平方メートル以内 十五万六千円 のもの (2) 千平方メートルを超え、二十万九千円	確認申請のとき。
---	---	----------

<p>別表一の部第七の款六の項及び九の項中「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「を移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同款十四の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同款十四の二の項中「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に、「十四の四の項」を「十四の五の項」に、「十四の五の項」を「十四の六の項」に、「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同款十四の十七の項を同款十四の十八の項とし、同款十四の十六の項中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号又は第二号」に、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同項を同款十四の十七の項とし、同款十四の十五の項中「第十八条第二十四の十七の項とし、同款十四の十五の項中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同項を同款十四の十五の項とし、同款十四の十三の項中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に、「十四の十四の項」を「十四の十五の項」に改め、同項を同款十四の十四の項とし、同款十四の十二の項中「第十八</p>	<p>以内のもの (3) 二千平方メートルを 二十四万円 超え、一万平方メートル以内のもの (4) 一万平方メートルを 三十一万九千円 超え、五万平方メートル以内のもの (5) 五万平方メートルを 五十八万七千円 超えるもの</p>
--	--

別表一の部第七の款六の項及び九の項中「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「を移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同款十四の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同款十四の二の項中「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第十八条第四項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法」を「同法」に、「十四の四の項」を「十四の五の項」に、「十四の五の項」を「十四の六の項」に、「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同款十四の十七の項を同款十四の十八の項とし、同款十四の十六の項中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号又は第二号」に、「の承認」を「の認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に、「承認申請の」を「認定申請の」に改め、同項を同款十四の十七の項とし、同款十四の十五の項中「第十八条第二十四の十七の項とし、同款十四の十五の項中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に改め、同項を同款十四の十五の項とし、同款十四の十三の項中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に、「十四の十四の項」を「十四の十五の項」に改め、同項を同款十四の十四の項とし、同款十四の十二の項中「第十八

条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同項を同条十四の十三の項とし、同条十四の十一の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、「十四の十二の項」を「十四の十三の項」に、「十四の九の項」を「十四の十の項」に、「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「を移転し」を「を同一敷地内において移転し」に改め、同項を同条十四の十二の項とし、同条十四の十の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に改め、同項を同条十四の十一の項とし、同条十四の九の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、「十四の十二の項」を「十四の十三の項」に改め、同項を同条十四の十の項とし、同条十四の八の項中「第十八条第十五項」を「第十八条第十七項」に、「十四の十一の項」を「十四の十二の項」に、「十四の九の項」を「十四の十の項」に、「を移転し」を「を同一敷地内において移転した」に、「を移転し」を「を同一敷地内において移転し」に改め、同項を同条十四の九の項とし、同条十四の七の項を同条十四の八の項とし、同条十四の六の項中「十四の七の項」を「十四の八の項」に改め、同項を同条十四の七の項とし、同条十四の五の項を同条十四の六の項とし、同条十四の四の項中「十四の五の項」を「十四の六の項」に改め、同項を同条十四の五の項とし、同条十四の三の項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に、「通知に対する審査に係る構造計算適合性判定に係る」を「構造計算適合性判定の申請に対する」に、「一の建築物」を「部分」に、「計画通知」を「構造計算適合性判定申請」に改め、同項を同条十四の四の項とし、同条十四の二の項の次に次のように加える。

<p>十四の三 建築基準法 第十八条第三項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査</p>	<p>特定建築基準適合審査手数料 特定建築基準適合審査料の額は、特定建築基準適合審査をする部分の床面積に じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 千平方メートル以内 十五万六千円 のもの (2) 千平方メートルを超 二十万九千円 え、二千平方メートル</p>	<p>計画通知 のとき。</p>
---	---	----------------------

<p>別表一の部第七の款中三十一の七の項を三十一の八の項とし、三十一の六の項を三十一の七の項とし、同条三十一の五の項中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改め、同項を同条三十一の六の項とし、同条三十一の四の項中「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に改め、同項を同条三十一の五の項とし、同条三十一の三の項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同項を同条三十一の四の項とし、同条三十一の二の項の次に次のように加える。</p>	<p>以内のもの (3) 二千平方メートルを 二十四万円 超え、一万平方メートル以内のもの (4) 一万平方メートルを 三十一万九千円 超え、五万平方メートル以内のもの (5) 五万平方メートルを 五十八万七千円 超えるもの</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
--	--	----------------------

<p>三十一の三 建築基準法 第六十条の三第一項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p> <p>別表一の部第七の款中四十六の項を四十七の項とし、四十五の項を四十六の項とし、四十四の項の次に次のように加える。</p> <p>四十五 建築基準法 建築物の移転認定申請手数料 二万八千円</p>	<p>特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 十六万円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
--	---	----------------------

行令第三百三十七条の料 十六第二号の規定に 基づく建築物の移転 の認定の申請に対す る審査	のとき。
---	------

別表一の一部第十二の款一の項及び二の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について同第十四の三の項」を「当該部分ごとに同款一の二の項」に、「同第十四の四の項」を「同第十四の五の項」に、「十四の五の項」を「十四の六の項」に改め、同部第十三の款の次に次のように加える。

第十四 マンションの建 替え等の円滑化に関す る法律（平成十四年法 律第七十八号）に基づ く事務	要除却認定マンションの建 替えにより新たに建築され るマンションの容積率の特 例許可申請手数料	十六万円	許可申請 のとき。
--	--	------	--------------

別表二の一部一の項及び二の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「一の建築物について同第十四の三の項」を「当該部分ごとに同款一の二の項」に、「同第十四の四の項」を「同第十四の五の項」に、「十四の五の項」を「十四の六の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、別表一の一部第七の款三十

一の三の項から三十一の七の項までの改正規定（同款三十一の三の項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める部分、同款三十一の四の項中「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に改める部分及び同款三十一の五の項中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改める部分を除く。）、同款三十一の二の項の次に次のように加える改正規定及び同部第十三の款の次に次のように加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三十五号

東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

（東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程等の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「東京都足立区千住東二丁目十番十号東京都第二区画整理事務所内」を「東京都江東区東陽七丁目三番五号東京都第一市街地整備事務所内」に改める。

一 東京都市計画事業足立北部舎人町付近土地区画整理事業施行規程（昭和四十五年東京都条例第四百十八号）第五条

二 東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業施行規程（平成三年東京都条例第二十八号）第五条

三 東京都市計画事業秋葉原駅前土地区画整理事業施行規程（平成九年東京都条例第四十一号）第五条

四 東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業施行規程（平成九年東京都条例第九十一号）第五条

（東京都市計画事業西瑞江駅付近土地区画整理事業施行規程等の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「東京都第一区画整理事務所内」を「東京都第一市街

地整備事務所」に改める。

一 東京都市計画事業西瑞江駅付近土地区画整理事業施行規程(昭和五十六年東京都条例第九十八号) 第五条

二 東京都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業施行規程(昭和六十二年東京都条例第七十九号) 第五条

三 東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業施行規程(平成五年東京都条例第七十四号) 第五条

四 東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業施行規程(平成七年東京都条例第六十二号) 第五条

五 東京都市計画事業新砂土地区画整理事業施行規程(平成九年東京都条例第四十二号) 第五条

六 東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業施行規程(平成九年東京都条例第八十二号) 第五条

七 東京都市計画事業有明北土地区画整理事業施行規程(平成十一年東京都条例第六十六号) 第五条

八 東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業施行規程(平成十七年東京都条例第五百一十一号) 第五条

(東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第二地区第一種市街地再開発事業施行規程等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「事業の事務所」の下に「の所在地」を加え、「(東京都再開発事務所内)に置く」を「東京都第二市街地整備事務所とする」に改める。

一 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第二地区第一種市街地再開発事業施行規程(昭和五十八年東京都条例第二十号) 第五条

二 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規程(昭和五十九年東京都条例第六十号) 第五条

三 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第四地区第二種市街地再開発事業施行規程(昭和六十年東京都条例第五十五号) 第五条

四 東京都市計画事業北新宿地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成十年東京都

条例第五十五号) 第五条

五 東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成十四年東京都条例第三十号) 第五条

六 東京都市計画事業大橋地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成十六年東京都条例第六十七号) 第五条

(東京都市計画事業汐留土地区画整理事業施行規程及び東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「東京都足立区千住東二丁目十番十号東京都第二区画整理事務所内」を「東京都中野区中野一丁目二番五号東京都第二市街地整備事務所内」に改める。

一 東京都市計画事業汐留土地区画整理事業施行規程(平成六年東京都条例第四百四号) 第五条

二 東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業施行規程(平成九年東京都条例第八十三号) 第五条

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

八王子都市計画事業由木土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三十六号

八王子都市計画事業由木土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

一 八王子都市計画事業由木土地区画整理事業施行規程(昭和四十七年東京都条例第五十二号)

二 東京都市計画事業四葉二丁目付近土地区画整理事業施行規程(昭和五十八年東京都条例第三十五号)

三 東京都市計画事業篠崎駅付近土地区画整理事業施行規程(昭和六十一年東京都条例



第二百十号)

四 東京都市計画事業白鬚西第一地区第二種市街地再開発事業施行規程(昭和六十二年東京都条例第六十六号)

五 東京都市計画事業白鬚西第二地区第二種市街地再開発事業施行規程(昭和六十三年東京都条例第六十九号)

六 町田市計画事業相原・小山土地区画整理事業施行規程(昭和六十三年東京都条例第七十号)

七 東京都市計画事業白鬚西第三地区第二種市街地再開発事業施行規程(昭和六十三年東京都条例第二百二号)

八 東京都市計画事業赤羽北地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成元年東京都条例第八十一号)

九 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第五地区第二種市街地再開発事業施行規程(平成元年東京都条例第八十二号)

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十七号

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例

東京都建築審査会条例(昭和二十五年東京都条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「一つにあてはまる」を「いずれかに当てはまる」に改め、同項第一号中「という。」の下に「(他の法令において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号中「第九十四条第二項」の下に「(他の法令において準用する場合を含む。)」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

第六条第一項中「第九十四条第三項」の下に「(他の法令において準用する場合を含む。)」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

む。)」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都建築指導事務所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十八号

東京都建築指導事務所設置条例の一部を改正する条例

東京都建築指導事務所設置条例(昭和四十六年東京都条例第四百号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「八王子市、」を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都建築安全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十九号

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 自動回転ドア(第八節の七、第八節の十八)」を

に改める。

第九節 特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外(第八節の十九)」第一章第八節の次に次の一節を加える。

第九節 特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外

(適用の除外)

第八條の十九 法第三十八條に規定する建築物について、この條例の規定に適合するものと同等以上の効力があると知事が認める場合においては、当該規定は適用しないことができる。

2 令第九十九條の二の二に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物については、第七條、第十條の五及び第三十八條の規定は、適用しないことができる。

第十條第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同條第四号とし、同條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 階数が三以下であつて、延べ面積が二百平方メートル以下で、かつ、住戸又は住室の数が十二を超えない共同住宅で、路地状部分の長さが二十メートル以下であるもの

第十條の三第一項ただし書を削り、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる建築物については、適用しないことができる。

一 第十條第二号に規定する共同住宅

二 前号に掲げるもののほか、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める建築物

第十二條ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる要件に該当する場合（特別支援学校並びにこれに類する専修学校及び各種学校については、知的障害のある児童又は生徒が利用する部分に限る。）は、この限りでない。

第十二條第三号中「歩行距離」の下に「又は避難階の教室等の各部分から屋外の出口の一に至る歩行距離」を加える。

第二十條第一項第一号中「法第二十七條第一項ただし書の規定に基づき政令で定める主要構造部の準耐火性能に係る技術的基準」を「令第一百十二條に規定する一時間準耐火基準」に改め、「準耐火構造」の下に「（以下「一時間準耐火構造」という。）」を加え、同條第二項第一号中「法第二十七條第一項ただし書の規定に基づき政令で定める主要構造部の準耐火性能に係る技術的基準に適合する準耐火構造」を「一時間準耐火構造」に改める。

第二十一條を次のように改める。

（寄宿舎又は下宿の制限の緩和）

第二十一條 寄宿舎又は下宿の用途に供する特殊建築物又は建築物の部分で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「防火上支障がない建築物等」という。）については、第十一條の四の規定は、適用しないことができる。

一 令第一百十二條第二項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分（以下「自動スプリンクラー設備等設置部分」という。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分

二 令第一百四十四條第二項の規定による防火上主要な間仕切壁を設置し、かつ、前号の国土交通大臣が定める部分の要件のうち、住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は運動型住宅用防災警報器を設置した部分

2 第十九條第一項第一号の規定は、次に掲げる要件に該当し、かつ、安全上及び衛生上支障がないと知事が認める建築物又は建築物の部分については、適用しないことができる。

一 寄宿舎又は下宿に用途を変更するものであること。

二 防火上支障がない建築物等であること。

三 当該建築物の形態上その他の事情によりやむを得ないものであること。

3 防火上支障がない建築物等で、次に掲げる要件に該当する場合は、第十條、第十條の三並びに第二十條第二項及び第三項の規定は、適用しないことができる。

一 当該建築物の階数が三以下であること。

二 当該建築物の延べ面積が二百平方メートル以下であること。

三 避難階以外の階における寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の数が六以下であること。

四 寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の数が十二以下（自動スプリンクラー設備等設置部分は除く。）であること。

4 第十九條第一項第二号の規定は、前項に定める要件に該当する防火上支障がない建築物等で、次の各号のいずれかに該当する窓を設けており、かつ、当該窓が道路等又は道路等まで避難上有効に連絡させた幅員五十センチメートル以上の屋外通路に直接面する場合については、適用しないことができる。

一 各居室から直接屋外へ通ずる窓

二 第十七条に規定する主要な出入口のほか、各居室から避難上有効に連絡させた共用の部分（火災その他非常の場合に避難の用に供する部分となるものを含む。以下「共用の部分」という。）を各階に設け、当該共用の部分から直接屋外へ通ずる窓

5 第十九条第一項第二号の規定は、第三項に定める要件に該当する防火上支障がない建築物等のうち、当該建築物の階数が二以下であつて、当該建築物の延べ面積が百平方メートル以下で、かつ、寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室の数が六以下の場合は、適用しないことができる。

6 第十九条第一項第三号の規定は、第三項に定める要件に該当する防火上支障がない建築物等で、共用の部分に避難上有効なバルコニー又は器具等（避難階以外の階に限る。）を設けた場合については、適用しないことができる。

7 防火上支障がない建築物等（第三項各号に定める要件に該当するものを除く。次項において同じ。）のうち、居室の床面積の合計が百平方メートル以下の階、居室の床面積の合計百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分又は自動スプリンクラー設備等設置部分（以下これを「一の区画」という。）内の各階ごとに共用の部分（以下これを「一の区画及び共同住宅の住戸又は住室」と、第十九条第一項中「寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室」とあるのは「寄宿舍の寝室若しくは下宿の宿泊室又は一の区画内にある共用の部分」と、同項第一号中「床面積」とあるのは「寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室の床面積」と、同条第三項第二号中「第一項第一号、第二号イ及び第三号の規定に適合する寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室」とあるのは「一の区画内に第一項第二号イの規定に適合する共用の部分がある場合に限り、当該一の区画」と、前条第二項第二号中「その階における」とあるのは「一の区画内にある当該一の区画の専用の廊下で、かつ、当該一の区画内にある」と読み替えるものとする。

8 前条第三項の規定は、一の区画（防火上支障がない建築物等のうち、居室の床面積の合計が百平方メートル以下の階を除く。）内にある当該一の区画の専用の廊下にあ

つては、適用しないことができる。

第二十五条第一号中「法第二十七条第一項ただし書の規定に基づき政令で定める主要構造部の準耐火性能に係る技術的基準に適合する準耐火構造」を「一時間準耐火構造」に改める。

第三十一条第一号中「構成し、汚水排除の設備を設ける」を「構成する」に改め、同条第四号中「部分には、耐火構造、準耐火構造又は防火構造の外壁を設け、かつ、その開口部には」を「部分に外壁の開口部を設ける場合は、」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一章第八節の次に一節を加える改正規定、第二十条第一項第一号及び同条第二項第一号の改正規定並びに第二十五条第一号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第四十号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。第七条に次の一項を加える。

4 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十九条第一項に規定する居住制限者については、前条第一項第三号に掲げる条件を具備する者を同項第二号及び第四号に掲げる条件を具備する者とみなす。

第六十八条第一項第七号、第七十三条第一項第七号、第七十六条第一項第七号及び第八十条第一項第七号中「及び第七号第二項」を「、第七号第二項」に改め、「第四号までに掲げる条件を具備する者とみなされる者であつて、かつ、同項第五号に掲げる条件を具備するもの」の下に「及び第七号第四項の規定により第六号第一項第二号及び第四号に掲げる条件を具備する者とみなされる者であつて、かつ、同項第一号及び第五号に

掲げる条件を具備するもの」を加える。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都福祉先進都市実現基金条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十一号

東京都福祉先進都市実現基金条例

(設置)

第一条 子育て家庭への支援や超高齢化への対応などの福祉先進都市実現に向けた施策を推進し、もって誰もが地域で安心して暮らすことができる社会を構築するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都福祉先進都市実現基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十二号

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「若しくは厚生労働大臣が指定した養成所」を削る。

第四条の表第一種貸与の項中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十三号

東京都国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険調整交付金条例（平成十七年東京都条例第一百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（平成二十七年及び平成二十八年度の特例）

23 平成二十七年及び平成二十八年度における都普通調整交付金の総額は、第三条第

二項の規定にかかわらず、第二条に規定する交付金の総額の九十分の六十三に相当する額とする。

24 平成二十七年及び平成二十八年度における都特別調整交付金の総額は、第三条第三項の規定にかかわらず、第二条に規定する交付金の総額の九十分の二十七に相当する額とする。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立ナーシングホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十四号

東京都立ナーシングホーム条例の一部を改正する条例

東京都立ナーシングホーム条例(平成十一年東京都条例第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一東京都板橋ナーシングホームの項を削る。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十五号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成十八年東京都条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)(」に改める。

第二条を次のように改める。

(用語の意義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第三条各号を次のように改める。

一 幼稚園型認定こども園 次に掲げるいずれかに該当する施設であるものをいう。

(一) 単独型 幼稚園教育要領(平成二十年文部科学省告示第二十六号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

(二) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物並びにその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 並列型 当該認定こども園を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設

ロ 年齢区分型 当該認定こども園を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設

二 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども(当該保育所が所在する特別区及び市町村における児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

三 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行

う保育機能施設であつて、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

第四条から第六条までを次のように改める。

（学級の編制の基準）

第四条 満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するものに共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（職員の配置の基準）

第五条 認定こども園には、認定こども園の長を置くほか、子どもの教育及び保育に従事する者（以下「保育従事職員」という。）並びに調理員を置かなければならない。

ただし、第八条第五項の規定により、調理業務の全部を委託する認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

2 認定こども園の職員の配置は、認定こども園を構成する各施設の職員の配置の基準に加え、規則で定める基準を満たさなければならない。

（保育従事職員の資格）

第六条 保育従事職員の資格は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

一 満三歳未満の子どもに対する保育従事職員 児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者（以下「登録を受けた者」という。）。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

二 満三歳以上の子どもに対する保育従事職員 幼稚園に係る教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有し、かつ、登録を受けた者。ただし、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者を置くことが困難である場合は、いずれかの資格を有する者とするができる。

三 前号の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

四 第二号の規定にかかわらず、共通利用時間以外における保育従事職員は、登録を

受けた者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第七条第二項から第五項までを次のように改める。

2 認定こども園を構成する幼稚園のうち、並列型及び年齢区分型にあつては幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第八条から第十二条までに規定する基準（以下「設置基準」という。）を満たすものとし、単独型にあつては設置基準を満たし、かつ、幼稚園設置基準第十一条第五号に規定する給食施設を有するものとする。ただし、共通利用時間以外の保育室の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 認定こども園を構成する保育所は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）第四十一条に規定する基準を満たすものとする。

4 認定こども園を構成する保育機能施設は、次に掲げる設備（第一号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入所させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

一 乳児室又はほふく室

二 保育室

三 遊戯室

四 屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）

五 医務室

六 調理室

七 便所

5 前項の乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上に設けることができる。

第七条に次の一項を加える。

6 第四項の設備は、保育に適切なものとして規則で定める要件を満たさなければならない。

第七条の二を削る。

第八条から第十一条までを次のように改める。

(食事)

第八条 認定こども園において、保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

2 認定こども園において、子どもに食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事を当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。

6 前項に規定する方法により食事を提供する場合には、調理室を備えないことができず。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(教育及び保育の内容)

第九条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条の規定に基づき、幼児連携型認定こども園教育・保育要領(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第四百四十一号)に基づかなければならない。また、子どもの一日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(保育従事職員の資質向上等)

第十条 認定こども園は、規則で定めるところにより、保育従事職員の資質向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

第十二条を第十九条とし、第十一条の次に次の七条を加える。

(認定こども園の長)

第十二条 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 幼稚園型認定こども園のうち、第三条第一号(二)に規定する施設にあつては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くほか、これらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。

3 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十三条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園における開園日数及び開園時間は、規則で定める基準によるものとする。

(情報開示)

第十四条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

(平等取扱原則)

第十五条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり

親家庭又は保護者の所得が低い家庭の子ども、障害のある子どもなど、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、地方公共団体との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(一般的基準)

第十六条 認定子ども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定子ども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険又は共済制度に加入することにより、適切な補償の体制を整えなければならない。(運営状況の評価等)

第十七条 認定子ども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(揭示)

第十八条 認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年間は、第五条の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定子ども園の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十六号

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を

改正する条例

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十七号

東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表障害者支援施設かつ障害福祉サービス事業を行う事業所の部東京都日野療護園の項を削り、同表障害福祉サービス事業を行う事業所の部東京都大田通動寮及び東京都葛飾通動寮の項を削る。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十八号

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例

東京都立療育医療センター条例(昭和六十年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。



附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立多摩療育園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第四十九号

東京都立多摩療育園条例の一部を改正する条例

東京都立多摩療育園条例（昭和三十七年東京都条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例

東京都立重症重度心身障害児者施設条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同

条第三項第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

プール等取締条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十一号

プール等取締条例の一部を改正する条例

プール等取締条例（昭和五十年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校」を「若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」に、「又は学生」を「若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のプール等取締条例（以下「旧条例」という。）第三条第二項の規定により学校プールの経営の届出をした学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）を設置している者が、当該学校等の施設又は設備を用いて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を設置した場合には、旧条例第三条第二項の届出を、この条例による改正後のプール等取締条例第三条第二項の届出とみなす。  
3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十二号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年東京都条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「別表第一第二の部二の款(五)の項ワ及び同款(八)の項から(十)の項まで」を「別表第一第二の部六の款(二)の項イ(イ)及び同部十一の款から十三の款まで」に改める。

別表第一第一の部二の款(一)の項中「の作成に努めなければ」を「を可能な限り作成しなければ」に改め、同部三の款(一)の項中「の方法」の下に「適切な手洗いの方法、健康管理」を加え、同表第二の部を次のように改める。

第二 衛生措置(自動販売機によるものを除く。)

一 一般的衛生事項

(一) 営業者は、日常点検を含む衛生管理を計画的に実施するものとする。

(二) 営業者は、施設設備及び機械器具類について、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒及び殺菌の方法を定めるものとする。また、その方法を定めた手順書の作成に努めなければならない。

(三) 営業者は、施設、設備、人的能力等に応じた食品及び添加物(以下「食品等」という。)並びに器具及び容器包装の取扱いを行い、適切な受注管理を行うものとする。

二 施設の管理

(一) 施設及びその周辺は、毎日清掃し、常に整理整頓に努め、衛生上支障のないよう清潔に保つこと。

(二) 作業場内に不必要な物品等を置かないこと。

(三) 作業場内の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

(四) 作業場内の採光、照明、換気及び通風を十分にすること。

(五) 施設及びその周囲の排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、排水溝の清掃及び補修を行うこと。

(六) 施設の手洗い設備を、手指の洗浄が適切にできるよう維持するとともに、石けん、適当な消毒液等を常に使用できる状態にしておくこと。

(七) 作業場には、営業者及び従事者以外の者を立ち入らせたり、動物等を入れた

りしないこと。ただし、営業者及び従事者以外の者が立ち入ることにより食品等が汚染されるおそれがない場合は、この限りでないこと。

(八) 作業中に従事者以外の者が作業場に立ち入る場合は、別に定めがある場合を除き、十の款(五)の項、(六)の項及び(八)の項の規定に準じた衛生管理に従わせること。

(九) 施設が常に別表第二の基準に合致するよう、補修又は補充に努めること。

(十) 排煙、臭気、騒音、排水等により、近隣の快適な生活を阻害することのないようにすること。

(十一) 清掃用器材は、必要に応じて洗浄し、乾燥させ、衛生上支障のない専用の場所に保管すること。

(十二) 便所は、常に清潔にし、定期的に殺虫及び消毒をすること。

(十三) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

三 ねずみ族、昆虫等の対策

(一) 施設及びその周囲においては、ねずみ族、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、ねずみ族、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。

(二) 作業場の窓、出入口等は、開放しないこと。ただし、じんあい、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講じた場合は、この限りでないこと。

(三) 施設内のねずみ族、昆虫等の生息状況を定期的に調査するとともに、その発生を認めるときは、直ちに駆除作業を実施し、その実施記録を一年間保存すること。

(四) 駆除作業に殺そ剤又は殺虫剤(以下「殺そ剤等」という。)を使用する場合には、食品等、器具及び容器包装を汚染しないようその取扱いに十分注意するとともに、適正なものを適正な方法で使用すること。

(五) 食品等、器具及び容器包装は、ねずみ族、昆虫等による汚染防止対策を講じた上で保管すること。

四 食品取扱設備等の管理

(一) 機械器具類及びその部品は、洗浄及び消毒又は殺菌を行い、常に清潔に保つ

こと。

- (一) 機械器具類は、使用目的に応じ区分して使用すること。
  - (二) 機械器具類及び温度計、圧力計、流量計その他の計器類並びに滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に使用できるよう整備すること。また、これらの点検、補修等の結果を可能な限り記録すること。
  - (三) 冷蔵、加温又は殺菌の温度に関わる計器類は、常に適正に管理すること。
  - (四) 機械器具類及びその部品の洗浄、消毒又は殺菌に洗浄剤又は殺菌剤（以下「洗浄剤等」という。）を使用する場合は、適正な洗浄剤等を適正な濃度及び方法で使用すること。
  - (五) ふきん、包丁、まな板、保護防具等は、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒し、乾燥させること。この場合において、特に、食品に直接触れる器具等については、汚染の都度及び作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。
  - (六) 機械器具類及びその部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。
  - (七) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
  - (八) 添加物、殺そ剤、殺虫剤、殺菌剤等は、それぞれ明確な表示をし、製造等に関係のない薬品は作業場に置かないこと。
  - (九) 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を二年間保存すること。
- 五 給水、排水及び廃棄物の管理
- (一) 施設で使用する水は、飲用適の水であること。ただし、飲用適の水に混入しないよう防止策を講じた上で、食品等に影響を及ぼさない用途で使用する水は、この限りでないこと。
  - (二) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、年一回以上水質検査を行い、成績書を一年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。ただし、水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

(三) 水道水以外の水を使用する場合で、殺菌装置又は浄水装置を設置したときは、正常に作動しているかを一日一回以上確認し、そのうち一回は、作業開始前に行うこと。また、その作動状況を可能な限り記録すること。

(四) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保ち、年一回以上水質検査を行い、清掃記録及び検査成績書を一年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。所有者が異なる場合は、管理者等に申入れをすること。

(五) 水質検査の結果、飲用適の水でなくなつたときは、直ちに使用を中止し、知事等の指示を受けて適切な措置を講ずること。

(六) 飲食に供し、又は食品に直接接触する水をつくる場合は、飲用適の水からつくるとともに、衛生的に取り扱い、及び貯蔵すること。

(七) 使用した水を再利用する場合にあつては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、その処理工程を適切に管理すること。

(八) 廃棄物の保管及び廃棄の方法について、手順を定めること。また、その手順を定めた手順書を可能な限り作成すること。

(九) 廃棄物容器は、他の容器と明確に区別し、汚液及び汚臭が漏れないようにし、かつ、清潔にしておくこと。

(十) 廃棄物は、食品等、器具及び容器包装に影響を及ぼさない場所で適切に保管すること。

(二) 廃棄物及び排水の処理は、近隣等と協力して適正に行い、環境衛生の保持に努めること。

六 食品等の取扱い

食品等の取扱いに当たっては、次の(一)の項又は(二)の項に掲げる基準のいずれかによるものとする。

(一) 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準

イ 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び

管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を実施する場合は、食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

ロ 製品説明書及び製造等工程一覧図の作成

(イ) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質(水分活性、水素イオン濃度等)、殺菌・静菌処理(加熱処理、凍結、加塩、燻煙等)、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には想定する使用方法や消費者層等を記述すること。

(ロ) 製品の全ての製造等工程が記載された製造等工程一覧図を作成すること。

(ハ) 製造等工程一覧図について、実際の製造等工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造等工程一覧図の修正を行うこと。

ハ 危害分析の実施及び特定された危害の原因となる物質の管理

次に掲げる方法により食品等の製造等工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(イ) 製造等工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト(以下「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及びロ(イ)の製品の特性等を考慮し、各製造等工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(ロ) (イ)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置(以下「管理措置」という。)を検討し、危害要因リストに記載すること。

(ハ) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造等工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認(以下「モニタリング」という。)を

必要とするもの(以下「重要管理点」という。)を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造等工程を見直すこと。

(二) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除をするための基準(以下「管理基準」という。)を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。

(ホ) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造等工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

(ヘ) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(以下「改善措置」という。)を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

(ト) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

二 危害分析・重要管理点方式に関する記録の作成及び保管

(イ) ハ(イ)及びロ(ロ)の危害分析、ハ(ハ)の重要管理点の決定及びハ(二)の管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。

(ロ) ハ(ホ)のモニタリング、ハ(ヘ)の改善措置及びハ(ト)の検証について記録を作

成し、保存すること。

(イ)及び(ロ)の記録の保存期間は、販売食品等（法第三条の販売食品等を含む。以下同じ。）の流通実態、消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(二) 食品衛生上の危害の発生を防止するため、厚生労働大臣又は知事等から要請があった場合には、(イ)及び(ロ)の記録を提出すること。

(二) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準

イ 共通事項

(イ) 原材料及び製品の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、温度管理状態、包装状態、表示等について点検すること。また、その点検状況の記録に努めること。

(ロ) 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態又は方法で衛生的に保存し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。

(ハ) 原材料の保管管理に当たっては、使用期限等に応じた適切な順序（以下「先入れ先出し」という。）で使用するように留意すること。

(ニ) 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。

(ホ) 添加物を使用する場合は、正確に秤量し、適正に使用すること。

(ヘ) 食品等の調理、加工、製造、保管、運搬、販売等の各過程において、加熱、保存等の温度及び時間については、法で基準が規定されている場合にあってはこれを遵守するとともに、当該食品等の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、保存方法、包装形態、加熱調理の必要性の有無等に応じて適正に管理すること。

(ト) 特に食品衛生に重大な影響がある次に掲げる工程の衛生管理に十分配慮すること。

- (1) 冷却
- (2) 加熱
- (3) 乾燥
- (4) 添加物の使用

(5) 真空又はガス置換包装

(6) 放射線照射

(7) 保存

(チ) 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる事項に配慮すること。

(1) 原材料は、その分類ごとに区分して取り扱うこと。また、製造、加工又は調理をされた食品は、原材料と区分して取り扱うこと。

(2) 食肉、食用に供する内臓等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具類等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒又は殺菌を行うこと。

(リ) 食品等への異物の混入を防止するため、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査すること。

(2) 食肉及び食用に供する内臓（以下「食肉等」という。）を取り扱う場合には、異物の有無を確認すること。この場合において、異物が認められたときは、当該異物が認められた部分及び汚染の可能性のある部分を廃棄すること。

(ヌ) 食品等を入れる器具及び容器包装には食品等を汚染及び損傷から保護できるものを使用し、容器包装には適正な表示が行えるものを使用すること。また、再使用が可能な器具及び容器包装については、洗浄及び殺菌が容易なものを用いること。

(ル) 食品等の製造及び加工に当たっては、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 原材料、製品及び容器包装については、ロットごとに管理し、その管理状況を可能な限り記録すること。

(2) 製品ごとに、その特性、製造及び加工等の手順、原材料等について記載した製品説明書を可能な限り作成し、保存すること。

(3) 原材料として使用していない特定原材料（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づく表示の基準に規定する特定原材料をいう。）に由来するアレルギー物質が、製造工程において混入

しないよう措置を講ずること。

(フ) 原材料及び製品について、規格基準等の適合性を確認するため、自主検査を実施するよう努めること。また、その検査の結果の記録を、賞味期限等を考慮した流通期間保存すること。

(ワ) 衛生管理が不適当なため、又は売れ残ったために飲食に供することができなくなった製品は、出荷又は販売がされることのないよう、速やかに処理すること。

(カ) おう吐物等により汚染された可能性のある食品等は廃棄すること。

ロ 特定事項

(イ) 調理営業（飲食店営業及び喫茶店営業をいう。）

(1) まな板、包丁、保管容器等は、それぞれの使用区分に従って使用すること。

(2) 食品の取扱量は、作業場の規模及び調理能力に見合う量とすること。

(3) 作業は、必ず調理場内で清潔に行うこと。

(4) 調理食品は、そのまま放置せず、必ず容器に納め、覆蓋をするか、完備した戸棚又は冷蔵庫等に入れること。

(5) 弁当等を調製する場合は、十分放冷した後、詰め合わせること。

(6) 原材料の洗浄又は殺菌に洗浄剤等を使用する場合は、適正な濃度で使い、浸せき時間、水すすぎ等に十分留意すること。

(ロ) 製造業（菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業及び添加物製造業をいう。）

(1) タンク、パイプ等のピンホール、亀裂その他の損傷の有無を定期的に点検すること。

(2) 機械器具類で分解可能なものは、分解して、洗浄及び消毒又は殺菌を

行うこと。

(3) 分解できない機械器具類の内面の洗浄、消毒又は殺菌に際しては、洗浄剤等と接触しない部分ができないよう留意すること。

(4) 製品を適宜自主検査し、成績書を一年間（賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。

(5) 添加物製造業にあつては、品質管理の責任を明確にするため、食品添加物にロット番号を記入すること。

(6) 製造又は加工が自動的に行われる工程については、制御装置が正確に作動しているかを常に確認すること。

(7) プライン等の冷媒剤、熱交換剤等が食品に混入しないよう常に留意すること。

(8) 機械器具類で注油を必要とするものにあつては、油が直接食品に混入しないよう留意すること。

(9) 原材料の選別を厳重に行い、異物の混入防止に努めること。

(10) 冷凍原材料の解凍は、専用の場所又は容器で衛生的に行うこと。

(11) 製品をスライス又は小分け包装する場合は、二次汚染を防ぐための措置をすること。

(12) 冷蔵保存を要する製品を出荷するときは、完全に放冷してから行うこと。

(13) 豆腐の水切り作業を行う場合は、直接床に置く等の不衛生な取扱いをしないこと。

(ハ) 処理業（乳処理業、特別牛乳搾取処理業、集乳業、食肉処理業、食品の冷凍又は冷蔵業及び食品の放射線照射業をいう。）

(1) 受乳検査を行い、規格外のものを使用しないこと。

(2) 乳の処理及び保存は、法の基準に従い、適正に行われているか確認すること。

(3) 搾取する乳牛は、搾取前、牛体を洗浄し、乳房を消毒すること。

(4) 生乳に直接接触する缶、ポンプ、タンクその他の機械器具類は、作業

終了後直ちに分解し、損傷の有無を点検し、洗浄し、熱湯、蒸気又は殺菌剤等で殺菌すること。ただし、定置洗浄装置による部分は、この限りでないこと。

(5) とさつし、又は放血する場合は、汚物の飛散を防止するよう管理すること。

(6) 食肉等を分割し、又は細切する処理室及び包装室は、適切な温度管理を行うこと。

(7) まな板、ナイフ、保護防具等の直接食肉等に触れる部分については、汚染の都度及び作業終了後に洗浄消毒を十分に行うこと。

(8) 床に落ちた食肉等は、専用台の上で汚染された面を完全に切り取ること。また、この作業終了後は、使用した専用台を洗浄消毒すること。

(9) 食肉処理業を営む業者にあつては、衛生管理についての点検表を作成し、食品衛生責任者に定期的に点検させること。

(10) コイル管を使用する冷凍場又は冷蔵場にあつては、絶えず除霜に留意し、常に十分な機能を発揮させること。

(11) 製品は、適宜自主検査し、成績書を一年間（賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。

(12) 製造又は加工が自動的に行われる工程については、制御装置が正確に作動しているかを常に確認すること。

(二) 販売業（乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類せり売営業及び氷雪販売業をいう。）

(1) 空瓶、空箱等は、専用の場所に保管すること。

(2) 食品の保存は、法の基準に従い、常に適正に行うこと。

(3) 製品の保管管理は、特に先入れ先出しに留意すること。

(4) 氷雪の取扱いは、直接床上で行うことなく、常に清潔な取扱台で行うこと。

(5) 冷凍食品の保管管理は、特に冷凍ケース内の除霜に留意し、温度管理に努めること。

七 運搬等

(一) 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等にあつては、食品等又はその容器包装を汚染するようなものを使用してはならない。また、容易に洗浄、消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、必要に応じて補修、消毒を行うことにより適切な状態を維持すること。

(二) 食品等とそれ以外の貨物とを混載する場合には、当該貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品等を適切な容器に入れる等当該貨物と区分けすること。

(三) 運搬中の食品等は、直射日光から遮断され、じんあい、排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

(四) 品目が異なる食品等又は食品等以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。

(五) 生乳、食用油脂等の食品等を直接タンクローリ、コンテナ等に入れて運搬する場合、必要に応じ、食品専用のものを使用すること。この場合において、タンクローリ、コンテナ等に食品専用であることを明示するよう努めること。

(六) 食品等の運搬に当たっては、温度及び湿度の管理、所要時間、運搬方法等に留意すること。

(七) 弁当等を配送する場合は、摂食予定時間を考慮して、適切な出荷時間を設定すること。

八 販売

(一) 販売に当たっては、販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売管理を行うこと。

(二) 長時間不適切な温度で販売し、又は直射日光にさらすことのないよう衛生管理に注意すること。

九 検査

(一) 弁当屋、仕出し屋、給食施設及び団体宿泊旅館にあつては、次に従い、検査の保存を行うこと。

イ 検査用食品（客の注文に応じてその都度調製し、提供した弁当を除く。）

一 食分を保存すること。

口 使用した原材料を保存するよう努めること。この場合において、原材料は、洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

ハ 検食用食品及び原材料は、食事提供後四十八時間以上冷蔵保存すること。

ただし、四十八時間目が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日当たたる場合は、七十二時間以上とする。

(二) 弁当屋、仕出し屋及び給食施設にあつては、製品の配送先、配送時刻及び配送量を可能な限り記録し、保存すること。

十 従事者の衛生管理

(一) 食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して、従事者の健康診断が行われるようにすること。

(二) 知事等から検便を受けるべき旨の指示があつたとき、又は自ら必要と認めるときは、従事者に適宜検便を受けさせること。

(三) 常に従事者の健康に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかつたとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したとき、若しくはその疾病にかつてゐることが疑われる症状を有するときは、その旨を営業者に報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれなくなるまでの期間その従事者が食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業に十分注意し、食中毒の発生防止に努めること。

(四) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十八条第二項の規定による就業制限の対象となつた場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号。以下「感染症法施行規則」という。）第十一条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する感染症に係る場合に限る。）において、当該従事者が飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務に従事しているときは、同条第三項に規定する期間当該業務に従事させないこと。

(五) 従事者は、作業中清潔な外衣を着用し、作業場内では専用の履物を用い、必

要に応じてマスク及び帽子を着用すること。汚染区域（便所を含む。）には可能な限りそのまま入らないこと。また、作業中は腕時計等を外し、ピアスなど食品等への異物混入の原因となり得るものを、作業場内に持ち込まないこと。

(六) 従事者は、常に爪を短く切り、マニキュア等を付けないこと。作業前、用便後及び生鮮の又は汚染された原材料等に触れた後は、必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うこと。

(七) 食肉等を取り扱う従事者は、原則として、食肉等に直接接触する部分が繊維その他の洗浄消毒することが困難な素材で作られた手袋を使用しないこと。

(八) 従事者は、作業場においては、所定の場所以外で更衣、喫煙、放たん、食事等をしていないこと。また、食品等の取扱作業中に、手若しくは食品等を取り扱う器具で、髪、鼻、口若しくは耳に触れ、又は覆いのない食品等の上でせき若しくはくしゃみをしないこと。

十一 記録の作成及び保管

(一) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等に係る仕入元、製造又は加工等に関する情報、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録の作成及び保存に努めること。

(二) (一)の項の記録の保存期間は、販売食品等の流通実態、消費期限、賞味期限等に依つて合理的な期間を設定すること。

(三) 食品衛生上の危害の発生を防止するため、厚生労働大臣又は知事等から要請があつた場合には、(一)の項の記録を提出すること。

十二 製品の回収、廃棄等

(一) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、問題となつた製品を迅速かつ的確に回収するための連絡体制を整備し、具体的な回収の方法、知事等への報告の手順等を定めること。

(二) 回収された製品は、その他の製品等と明確に区別して保管し、知事等の指示に従つて適切に廃棄等の措置を講ずること。

(三) 製品の回収等を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じて当該



回収等に関する公表について考慮すること。  
十三 情報の提供

(一) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報を提供しよう努めること。

(二) 製造し、輸入し、加工し、又は調理した食品等、器具及び容器包装（以下この款において「製造食品等」という。）について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製造食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

(三) 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

(四) 消費者等から、製造食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の情報であつて、健康被害につながるおそれがあるものを受けた場合は、知事等に速やかに情報を提供すること。

別表第一に次のように加える。

第三 衛生措置（自動販売機によるもの）

一 一般的衛生事項

(一) 営業者は、日常点検を含む衛生管理を計画的に実施するものとする。

(二) 営業者は、施設設備及び自動販売機について、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒及び殺菌の方法を定めるものとする。また、その方法を定めた手順書の作成に努めなければならない。

(三) 営業者は、施設、自動販売機、人的能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うものとする。

二 設置場所の管理

(一) 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つようすること。

(二) 不必要な物品を置かないこと。

(三) 照明、換気等は、適正に行うこと。

(四) 壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

(五) 施設内のねずみ族、昆虫等の生息状況を定期的に調査するとともに、その発生を認めたとときは、直ちに駆除作業を実施し、その実施記録を一年間保存すること。

(六) 駆除作業に殺そ剤等を使用する場合には、食品、器具及び容器包装を汚染しないようその取扱いに十分注意するとともに、適正なものを適正な方法で使用する。

三 自動販売機の管理

(一) 常に点検し、正常に作動するよう整備し、故障、破損等があつた場合には、速やかに補修すること。また、これらの点検、補修等を可能な限り記録すること。

(二) 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

(三) 食品に直接接触する部分は、分解又は循環方式等により毎日洗浄及び消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

(四) 洗浄及び殺菌を行う場合には、適正な洗浄剤及び殺菌剤を適正な方法で使用し、使用後は、それらが残存することのないように十分に水洗いすること。

(五) 食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の瓶詰食品及び缶詰食品を除く。）を冷凍、冷蔵又は温蔵をして販売する自動販売機にあつては、所定の温度が保たれるよう定期的に点検を行うこと。

(六) ストロー、紙コップ、箸等飲食の用に供される器具の保管管理は、常に清潔で、かつ、衛生的に行うこと。

四 自動販売機への給水（食品に影響を及ぼさないものを除く。）にあつては、次によること。

(一) カートリッジ式給水タンク（自動販売機に水を供給するために装置される容器であつて、取り外すことができるものをいう。以下「給水タンク」という。）を使用するものにあつては、給水タンク及びこれと自動販売機本体との連結部分は、常に清潔で衛生的に保つこと。

(二) 給水タンクに水を供給する際には、給水タンク内を十分に洗浄すること。

(三) 水道水以外の水を使用するものにあつては、飲用適の水を使用し、年一回以

上使用する水の水質検査を行い、成績書を一年間保存すること。ただし、水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

(四) 水質検査の結果、飲用適の水でなくなったときは、直ちに使用を中止し、知事等の指示を受けて適切な措置を講ずること。

(五) 常に殺菌装置又は細菌ろ過装置が正常に作動していることを確認すること。  
五 廃棄物等

(一) 廃棄物等は、定期的に処理すること。

(二) 自動販売機内に廃棄物容器を備えたものにあつては、廃棄物を廃棄する都度、廃棄物容器を洗浄すること。

(三) 自動販売機外の廃棄物容器は、十分洗浄するとともに、汚液及び汚臭が漏れないようにすること。

(四) 廃水貯留槽等は、十分洗浄し、衛生的に保つこと。

六 食品の取扱い

(一) 収納されている食品は、定期的に点検し、適正な管理を行うこと。

(二) 冷凍、冷蔵又は温蔵をして販売する食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の瓶詰食品及び缶詰食品を除く。）の取扱いは、次によること。

イ 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度（冷凍するものにあつては摂氏零下十五度以下（包装冷凍食肉にあつては、摂氏零下十八度以下）、冷蔵するものにあつては摂氏十度以下、温蔵するものにあつては摂氏六十三度以上とする。以下同じ。）になった後に収納すること。

ロ 食品を収納する部分が所定の温度を保てなくなったときは、当該自動販売機に収納されている食品は販売しないこと。

(三) 弁当（容器包装詰加圧加熱殺菌したもの、これ以外の瓶詰及び缶詰にしたもの並びに冷凍したものを除く。以下同じ。）の取扱いは、次に掲げる方法により行うこと。

イ 冷蔵又は温蔵をして保管すること。

ロ 自動販売機への追加収納は、行わないこと。

ハ 自動販売機への収納又は回収を行うに当たっては、その品名、数量及び消

費期限又は賞味期限、製造者の住所及び氏名、収納又は回収の日時並びに当該回収食品の措置の内容をその都度記録し、その記録を三月間保存すること。

ニ 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。

ホ 自動販売機に収納する弁当には、自動販売機専用である旨を表示すること。

(四) 自動販売機に収納する食品の運搬は、次により行うこと。

イ 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等にあつては、食品又はその容器包装を汚染するようなものを使用してはならない。また、容易に洗浄、消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、必要に応じて補修、消毒等を行うことにより適切な状態を維持すること。

ロ 食品と食品以外の貨物とを混載する場合には、当該貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等当該貨物と区分けすること。

ハ 運搬中の食品は、直射日光から遮断され、じんあい、排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

ニ 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。

ホ 食品の運搬に当たっては、温度及び湿度の管理、所要時間、運搬方法等に留意すること。

七 従事者の衛生管理

(一) 営業者は、常に従事者の健康に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したとき、若しくはその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、その旨を営業者に報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれなくなるまでの期間その従事者が食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業に十分注意し、食中毒の発生防止に努めること。

(二) 従事者が感染症法第十八条第二項の規定による就業制限の対象となった場合（感染症法施行規則第十一条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する感染症に係る場合に限る。）において、当該従事者が飲食物の製造、販売、調製又

は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務に従事しているときは、同条第三項に規定する期間当該業務に従事させないこと。

(三) 営業者は、従事者に対し、作業中は清潔な外衣を着用させる等衛生的に食品を取り扱うよう指導すること。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十三号

食品製造業等取締条例の一部を改正する条例

第一条 食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二の部一の款(二)の項イ中「の作成に努めなければ」を「可能な限り作成しなければ」に改め、同款(三)の項イ中「の方法」の下に「適切な手洗いの方法、健康管理」を加え、同部二の款を次のように改める。

二 衛生措置

(一) 一般的衛生事項

- イ 営業者は、日常点検を含む衛生管理を計画的に実施するものとする。
  - ロ 営業者は、施設設備及び機械器具類について、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒及び殺菌の方法を定めるものとする。また、その方法を定めた手順書の作成に努めなければならない。
  - ハ 営業者は、施設、設備、人的能力等に応じた食品及び添加物（以下「食品等」という。）並びに器具及び容器包装の取扱いを行い、適切な受注管理を行うものとする。
- (二) 施設の管理

イ 施設及びその周辺は、毎日清掃し、常に整理整頓に努め、衛生上支障のないよう清潔に保つこと。

ロ 作業場内に不必要な物品等を置かないこと。

ハ 作業場の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

ニ 作業場内の採光、照明、換気及び通風を十分にすること。

ホ 施設及びその周囲の排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、排水溝の清掃及び補修を行うこと。

ヘ 施設の手洗い設備を、手指の洗浄が適切にできるよう維持するとともに、石けん、適当な消毒液等を常に使用できる状態にしておくこと。

ト 作業場には、営業者及び従事者以外の者を立ち入らせたり、動物等を入れたりしないこと。ただし、営業者及び従事者以外の者が立ち入ることにより食品等が汚染されるおそれがない場合は、この限りでないこと。

チ 作業中に従事者以外の者が作業場に立ち入る場合は、別に定めがある場合を除き、(九)の項ホ、ヘ及びチの規定に準じた衛生管理に従わせること。

リ 施設が常に第一の部の基準に合致するよう、補修又は補充に努めること。

ヌ 排煙、臭気、騒音、排水等により近隣の快適な生活を阻害することのないようにすること。

ル 清掃用器材は、必要に応じて洗浄し、乾燥させ、衛生上支障のない専用の場所に保管すること。

ヲ 便所は、常に清潔にし、定期的に殺虫及び消毒をすること。

ワ 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

(三) ねずみ族、昆虫等の対策

イ 施設及びその周囲においては、ねずみ族、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、ねずみ族、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。

ロ 作業場の窓、出入口等は、開放しないこと。ただし、じんあい、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講じた場合は、この限りでないこと。

ハ 施設内のねずみ族、昆虫等の生息状況を定期的に調査するとともに、そ

の発生を認めたとときは、直ちに駆除作業を実施し、その実施記録を一年間保存すること。

ニ 駆除作業に殺そ剤又は殺虫剤（以下「殺そ剤等」という。）を使用する場合には、食品等、器具及び容器包装を汚染しないようその取扱いに十分注意するとともに、適正なものを適正な方法で使用すること。

ホ 食品等、器具及び容器包装は、ねずみ族、昆虫等による汚染防止対策を講じた上で保管すること。

(四) 食品取扱設備等の管理

イ 機械器具類及びその部品は、洗浄及び消毒又は殺菌を行い、常に清潔に保つこと。

ロ 機械器具類は、使用目的に応じ区分して使用すること。

ハ 機械器具類及び温度計、圧力計、流量計その他の計器類並びに滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に使用できるように整備すること。また、これらの点検、補修等の結果を可能な限り記録すること。

ニ 冷蔵、加温又は殺菌の温度に関わる計器類は、常に適正に管理すること。

ホ 機械器具類及びその部品の洗浄、消毒又は殺菌に洗浄剤又は殺菌剤（以下「洗浄剤等」という。）を使用する場合は、適正な洗浄剤等を適正な濃度及び方法で使用すること。

ヘ ふきん、包丁、まな板、保護防具等は、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒し、乾燥させること。この場合において、特に、食品に直接触れる器具等については、汚染の都度及び作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。  
ト 機械器具類及びその部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。

チ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

リ 添加物、殺そ剤、殺虫剤、殺菌剤等は、それぞれ明確な表示をし、製造等に関係のない薬品は作業場に置かないこと。

(五) 給水、排水及び廃棄物の管理

イ 施設で使用する水は、飲用適の水であること。ただし、飲用適の水に混入しないよう防止策を講じた上で、食品等に影響を及ぼさない用途で使用する水は、この限りでないこと。

ロ 水道水以外の水を使用する場合は、年一回以上水質検査を行い、成績書を一年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。ただし、水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。

ハ 水道水以外の水を使用する場合で、殺菌装置又は浄水装置を設置したときは、正常に作動しているかを一日一回以上確認し、そのうち一回は、作業開始前に行うこと。また、その作動状況を可能な限り記録すること。

ニ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保ち、年一回以上水質検査を行い、清掃記録及び検査成績書を一年間（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。所有者が異なる場合は、管理者等に申入れをすること。

ホ 水質検査の結果、飲用適の水でなくなつたときは、直ちに使用を中止し、知事等の指示を受けて適切な措置を講ずること。

ヘ 飲食に供し、又は食品に直接接触する水をつくる場合は、飲用適の水からつくるとともに、衛生的に取り扱い、及び貯蔵すること。

ト 使用した水を再利用する場合にあつては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、その処理工程を適切に管理すること。

チ 廃棄物の保管及び廃棄の方法について、手順を定めること。また、その手順を定めた手順書を可能な限り作成すること。

リ 廃棄物容器は、他の容器と明確に区別し、汚液及び汚臭が漏れないようにし、かつ、清潔にしておくこと。

ヌ 廃棄物は、食品等、器具及び容器包装に影響を及ぼさない場所で適切に保管すること。

ル 廃棄物及び排水の処理は、近隣等と協力して適正に行い、環境衛生の保持に努めること。

(六) 食品等の取扱い

食品等の取扱いに当たっては、次のイ又はロに掲げる基準のいずれかによるものとする。

イ 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準

(イ) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

危害分析・重要管理点方式（食品等の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を実施する場合は、食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

(ロ) 製品説明書及び製造等工程一覧図の作成

(1) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水分活性、水素イオン濃度等）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、燻煙等）、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には想定する使用方法や消費者層等を記述すること。

(2) 製品の全ての製造等工程が記載された製造等工程一覧図を作成すること。

(3) 製造等工程一覧図について、実際の製造等工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造等工程一覧図の修正を行うこと。

(ハ) 危害分析の実施及び特定された危害の原因となる物質の管理

次に掲げる方法により食品等の製造等工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(1) 製造等工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪

影響を及ぼす可能性及び(ロ)(1)の製品の特性等を考慮し、各製造等工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(2) (1)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

(3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造等工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造等工程を見直すこと。

(4) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除をするための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のよ

うな官能的指標であること。  
(5) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造等工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

(6) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

(7) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(二) 危害分析・重要管理点方式に関する記録の作成及び保管

(1) (ハ)及び(ニ)の危害分析、(イ)(3)の重要管理点の決定及び(イ)(4)の管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。

(2) (ハ)(5)のモニタリング、(ハ)(6)の改善措置及び(ハ)(7)の検証について記録を作成し、保存すること。

(3) (1)及び(2)の記録の保存期間は、販売食品等（法第三条の販売食品等をいう。以下同じ。）の流通実態、消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(4) 食品衛生上の危害の発生を防止するため、厚生労働大臣又は知事等から要請があつた場合には、(1)及び(2)の記録を提出すること。

ロ 危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う場合の基準

(イ) 共通事項

(1) 原材料及び製品の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、温度管理状態、包装状態、表示等について点検すること。また、その点検状況の記録に努めること。

(2) 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態又は方法で衛生的に保存し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。

(3) 原材料の保管管理に当たっては、使用期限等に応じた適切な順序（以下「先入れ先出し」という。）で使用するよう留意すること。

(4) 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。

(5) 添加物を使用する場合は、正確に秤量し、適正に使用すること。

(6) 食品等の調理、加工、製造、保管、運搬、販売等の各過程において、加熱、保存等の温度及び時間については、法で基準が規定されている場合にあつてはこれを遵守するとともに、当該食品等の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、保存方法、包装形態、加熱調理の必要性の有無等に応じて適正に管理すること。

(7) 特に食品衛生に重大な影響がある次に掲げる工程の衛生管理に十分配慮すること。

a 冷却

b 加熱

c 乾燥

d 添加物の使用

e 真空又はガス置換包装

f 放射線照射

g 保存

(8) 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる事項に配慮すること。

a 原材料は、その分類ごとに区分して取り扱うこと。また、製造、加工又は調理をされた食品は、原材料と区分して取り扱うこと。

b 食肉、食用に供する内臓等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具類等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒又は殺菌を行うこと。

(9) 食品等への異物の混入を防止するため、次に掲げる事項を実施すること。

a 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査すること。

b 食肉及び食用に供する内臓（以下「食肉等」という。）を取り扱う場合には、異物の有無を確認すること。この場合において、異物が認められたときは、当該異物が認められた部分及び汚染の可能性

のある部分を廃棄すること。

- (10) 食品等を入れる器具及び容器包装には食品等を汚染及び損傷から保護できるものを使用し、容器包装には適正な表示が行えるものを使用すること。また、再使用が可能な器具及び容器包装については、洗浄及び殺菌が容易なものをを用いること。

- (11) 食品等の製造及び加工に当たっては、次に掲げる事項を実施すること。
  - a 原材料、製品及び容器包装については、ロットごとに管理し、その管理状況を可能な限り記録すること。
  - b 製品ごとに、その特性、製造及び加工等の手順、原材料等について記載した製品説明書を可能な限り作成し、保存すること。
  - c 原材料として使用していない特定原材料（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づく表示の基準に規定する特定原材料をいう。以下同じ。）に由来するアレルギー物質が、製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
  - (12) 原材料及び製品について、規格基準等の適合性を確認するため、自主検査を実施するよう努めること。また、その検査の結果の記録を、賞味期限等を考慮した流通期間保存すること。
  - (13) 衛生管理が不適当なため、又は売れ残ったために飲食に供することができなくなった製品は、出荷又は販売がされることのないよう、速やかに処理すること。
  - (14) おう吐物等により汚染された可能性のある食品等は廃棄すること。

(ロ) 特定事項

- (1) 製造業（つげ物製造業、製菓材料等製造業、粉末食品製造業、そう菜半製品等製造業、調味料等製造業、魚介類加工業及び液卵製造業をいう。）
  - a タンク、パイプ等のピンホール、亀裂その他の損傷の有無を定期的に点検すること。

- b 機械器具類で分解可能なものは、分解して、洗浄及び消毒又は殺菌を行うこと。

- c 分解できない機械器具類の内面の洗浄、消毒又は殺菌に際しては、洗浄剤等と接触しない部分ができないよう留意すること。

- d 製品を適宜自主検査し、成績書を一年間（賞味期限を考慮した流通期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。

- e 製造又は加工が自動的に行われる工程については、制御装置が正確に作動しているかを常に確認すること。

- f ブライン等の冷媒剤、熱交換剤等が食品に混入しないよう常に留意すること。

- g 機械器具類で注油を必要とするものにあつては、油が直接食品に混入しないよう留意すること。

- h 原材料の選別を厳重に行い、異物の混入防止に努めること。

- i 冷凍原材料の解凍は、専用の場所又は容器で衛生的に行うこと。
- j 製品をスライスし、又は小分け包装する場合は、二次汚染を防ぐための措置をすること。

- k 冷蔵保存を要する製品を出荷するときは、完全に放冷してから行うこと。

(2) 食料品等販売業

- a 空瓶、空箱等は、専用の場所に保管すること。

- b 食品の保存は、法の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に従い、常に適正に行うこと。

- c 製品の保管管理は、特に先入れ先出しに留意すること。

- d 冷凍食品の保管管理は、特に冷凍ケース内の除霜に留意し、温度管理に努めること。

(七) 運搬等

- イ 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等にあつては、食品等又はその容器包装を汚染するようなものを使用してはならない。また、容易に洗浄、

消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、必要に応じて補修、消毒等を行うことにより適切な状態を維持すること。

ロ 食品等とそれ以外の貨物とを混載する場合には、当該貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品等を適切な容器に入れる等当該貨物と区分けすること。

ハ 運搬中の食品等は、直射日光から遮断され、じんあい、排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

ニ 品目が異なる食品等又は食品等以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。

ホ 生乳、食用油脂等の食品等を直接タンクローリ、コンテナ等に入れて運搬する場合、必要に応じ、食品専用のもを使用すること。この場合において、タンクローリ、コンテナ等に食品専用であることを明示するよう努めること。

ヘ 食品等の運搬に当たっては、温度及び湿度の管理、所要時間、運搬方法等に留意すること。

(八) 販売

イ 販売に当たっては、販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売管理を行うこと。

ロ 長時間不適切な温度で販売し、又は直射日光にさらすことのないよう衛生管理に注意すること。

(九) 従事者の衛生管理

イ 食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して、従事者の健康診断が行われるようにすること。

ロ 知事等から検便を受けるべき旨の指示があつたとき、又は自ら必要と認めるときは、従事者に適宜検便を受けさせること。

ハ 常に従事者の健康に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかつたとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判

明したとき、若しくはその疾病にかかつていることが疑われる症状を有するときは、その旨を営業者に報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれがなくなるまでの期間その従事者が食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業に十分注意し、食中毒の発生防止に努めること。

ニ 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号。以下「感染症法」という。）第十八条第二項の規定による就業制限の対象となつた場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号。以下「感染症法施行規則」という。）第十一条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する感染症に係る場合に限る。）において、当該従事者が飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務に従事しているときは、同条第三項に規定する期間当該業務に従事させないこと。

ホ 従事者は、作業中清潔な外衣を着用し、作業場内では専用の履物を用い、必要に応じてマスク及び帽子を着用すること。汚染区域（便所を含む。）には、可能な限りそのまま入らないこと。また、作業中は腕時計等を外し、ピアスなど食品等への異物混入の原因となり得るものを、作業場内に持ち込まないこと。

ヘ 従事者は、常に爪を短く切り、マニキュア等を付けないこと。作業前、用便後及び生鮮の又は汚染された原材料等に触れた後は、必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うこと。  
ト 食肉等を取り扱う従事者は、原則として、食肉等に直接接触する部分が繊維その他の洗浄消毒することが困難な素材で作られた手袋を使用しないこと。

チ 従事者は、作業場においては、所定の場所以外で更衣、喫煙、放たん、食事等をしないこと。また、食品等の取扱作業中に、手若しくは食品等を取り扱う器具で、髪、鼻、口若しくは耳に触れ、又は覆いのない食品等の上でせき若しくはくしやみをしないこと。

(十) 記録の作成及び保管



イ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等に係る仕入元、製造又は加工等に関する情報、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録の作成及び保存に努めること。

ロ イの記録の保存期間は、販売食品等の流通実態、消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

ハ 食品衛生上の危害の発生を防止するため、厚生労働大臣又は知事等から要請があつた場合には、イの記録を提出すること。

(四) 製品の回収、廃棄等

イ 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、問題となつた製品を迅速かつ的確に回収するための連絡体制を整備し、具体的な回収の方法、知事等への報告の手順等を定めること。

ロ 回収された製品は、その他の製品等と明確に区別して保管し、知事等の指示に従つて適切に廃棄等の措置を講ずること。

ハ 製品の回収等を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じて当該回収等に関する公表について考慮すること。

(五) 情報の提供

イ 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報を提供するよう努めること。

ロ 製造し、輸入し、又は加工した食品について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該製造し、輸入し、又は加工した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

ハ 販売食品等について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

ニ 消費者等から、製造し、輸入し、又は加工した食品に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の情報であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、知事等に速やかに情報を提供すること。

別表第三第二の部一の款(二)の項イ中「の作成に努めなければ」を「を可能な限り作成しなければ」に改め、同部二の款(三)の項イ中「の記録に努める」を「を可能な限り記録する」に改め、同項ヘを削り、トをへとする。

別表第四第二の部一の款(二)の項イ中「の作成に努めなければ」を「を可能な限り作成しなければ」に改め、同款(三)の項イ中「の方法」の下に「、適切な手洗いの方法、健康管理」を加え、同部二の款(二)の項イ中「(八)」を「(九)」に改め、同項ロの次に次のように加える。

ワ 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第四第二の部二の款(四)の項中「食品取扱設備」を「食品取扱設備等」に改め、同項ハ中「の記録に努める」を「を可能な限り記録する」に改め、同項ニ中「温度」の下に「に關わる計器類」を加え、同項チの次に次のように加える。

リ 添加物、殺そ剤、殺虫剤、殺菌剤等は、それぞれ明確な表示をし、調理等に関係のない薬品は調理場に置かないこと。

別表第四第二の部二の款(五)の項ハ中「の記録に努める」を「を可能な限り記録する」に改め、同項チ中「の作成に努める」を「を可能な限り作成する」に改め、同款(六)の項を次のように改める。

(六) 食品等の取扱い

食品等の取扱いに当たつては、次のイ又はロに掲げる基準のいずれかによるものとする。

イ 重要管理点方式を用いる場合の基準

(イ) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成  
 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する場合は、食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の供給する食品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

ロ 供給する食品の説明書及び製造等工程一覽図の作成

(1) 供給する食品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水溶性、水素イオン濃度等）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加

塩、燻煙等)、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に關する必要な事項を記載した説明書を作成すること。また、説明書には想定する使用方法や利用者層等を記述すること。

(2) 供給する食品の全ての製造等工程が記載された製造等工程一覽図を作成すること。

(3) 製造等工程一覽図について、実際の製造等工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造等工程一覽図の修正を行うこと。

(ハ) 危害分析の実施及び特定された危害の原因となる物質の管理

次に掲げる方法により食品等の製造等工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(1) 危害要因リストを作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び(ロ)の供給する食品の特性等を考慮し、各製造等工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(2) (1)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、管理措置を検討し、危害要因リストに記載すること。

(3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造等工程のうち、重要管理点を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できないよう、供給する食品又は製造等工程を見直すこと。

(4) 個々の重要管理点について、管理基準を設定すること。管理基準は、

危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。

(5) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造等工程を経た調理済みの食品の供給の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

(6) 改善措置を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた調理済みの食品の適切な処理を含むこと。

(7) 供給する食品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

(ニ) 危害分析・重要管理点方式に関する記録の作成及び保管

(1) (ハ)及び(2)の危害分析、(ハ)の重要管理点の決定及び(ロ)の管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。

(2) (ハ)のモニタリング、(ハ)の改善措置及び(ハ)の検証について記録を作成し、保存すること。

(3) (1)及び(2)の記録の保存期間は、合理的な期間を設けること。

(4) 食品衛生上の危害の発生を防止するため、厚生労働大臣又は知事等から要請があつた場合には、(1)及び(2)の記録を提出すること。

ロ 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準  
 (イ) 原材料及び製品の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、温度管理状態、包装状態、表示等について点検すること。また、その点検状況の記録に努めること。

(ロ) 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態又は方法で衛生的に保存し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。

(ハ) 原材料の保管管理に当たっては、先入れ先出しで使用するように留意すること。

(ニ) 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。

(ホ) 添加物を使用する場合は、正確に秤量し、適正に使用すること。

(ヘ) 食品等の調理、加工、保管、運搬等の各過程において、加熱、保存等の温度及び時間については、法で基準が規定されている場合にあつてはこれを遵守するとともに、当該食品等の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、保存方法、包装形態、加熱調理の必要性の有無等に応じて適正に管理すること。

(ト) 特に食品衛生に重大な影響がある次に掲げる工程の衛生管理に十分配慮すること。

(1) 冷却

(2) 加熱

(3) 乾燥

(4) 添加物の使用

(5) 真空又はガス置換包装

(6) 保存

(チ) 食品間の相互汚染を防止するため、次に掲げる事項に配慮すること。

(1) 原材料は、その分類ごとに区分して取り扱うこと。また、加工又は調理をされた食品は、原材料と区分して取り扱うこと。

(2) 食肉、食用に供する内臓等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具類等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒又は殺菌を行うこと。

(リ) 食品等への異物の混入を防止するため、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 原材料及び供給する食品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査すること。

(2) 食肉等を取り扱う場合には、異物の有無を確認すること。この場合

において、異物が認められたときは、当該異物が認められた部分及び汚染の可能性のある部分を廃棄すること。

(ヌ) 食品等を入れる器具及び容器包装には食品等を汚染及び損傷から保護できるものを使用すること。また、再使用が可能な器具及び容器包装については、洗浄及び殺菌が容易なものをを用いること。

(ル) 原材料として使用していない特定原材料に由来するアレルギー物質が、調理工程において混入しないよう措置を講ずるよう努めること。

(ロ) 原材料及び調理済みの食品について、規格基準等の適合性を確認するため、自主検査を実施するよう努めること。また、その検査の結果の記録を保存すること。

(ワ) 飲食に供することができなくなつた食品は、供給されることのないよう、速やかに処理すること。

(カ) おう吐物等により汚染された可能性のある食品等は廃棄すること。

(ヨ) まな板、包丁、保管容器等は、それぞれの使用区分に従つて使用すること。

(タ) 食品の取扱量は、調理場の規模及び調理能力に見合う量とすること。

(レ) 作業は、必ず調理場内で清潔に行うこと。

(ソ) 調理食品は、そのまま放置せず、必ず容器に納め、覆蓋をするか、完備した戸棚又は冷蔵庫等に入れること。

(ツ) 弁当等を調製する場合は、十分放冷した後、詰め合わせること。

(ネ) 原材料の洗浄又は殺菌に洗浄剤等を使用する場合は、適正な濃度で使用し、浸せき時間、水すすぎ等に十分留意すること。

別表第四第二の部二の款(七)の項ホの次に次のように加える。

ヘ 弁当等を配送する場合は、摂食予定時間を考慮して、適切な出荷時間を設定すること。

別表第四第二の部二の款(二)の項口中「消費者」を「利用者」に改め、同項ハの次に次のように加える。

ニ 利用者等から、供給した食品に係る異味又は異臭の発生、異物の混入そ

の他の情報であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、知事等に速やかに情報を提供すること。

別表第四第二の部二の款中(土)の項とし、(十)の項を(土)の項とし、(九)の項を(十)の項とし、同款(八)の項二中「製造、販売、」を削り、同項ホ中「腕時計等を外し、」を削り、「用いること。この場合において」を「用い」に改め、「着用すること。」の下に「汚染区域(便所を含む。)には、可能な限りそのまま入らないこと。」を、「また」の下に「、作業中は腕時計等を外し」を加え、同項へ中「つめ」を「爪」に改め、「後は、」の下に「必ず十分に」を、「消毒を」の下に「行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換を」を加え、同項を同款(九)の項とし、同款(七)の項の次に次のように加える。

(八) 検査

イ 次に従い、検査の保存を行うこと。

(イ) 検査用食品一食分を保存すること。

(ロ) 使用した原材料を保存するよう努めること。この場合において、原材料は、洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

(ハ) 検査用食品及び原材料は、食事提供後四十八時間以上冷蔵保存すること。ただし、四十八時間目が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日に当たるときは、七十二時間以上とすること。

ロ 供給する食品の配送先、配送時刻及び配送量を可能な限り記録及び保存すること。

第二条 食品製造業等取締条例の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「受け行商」の下に「(前号ホ又はトに係るものを除く。以下この号において同じ。)」を加え、同条中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 弁当等人力販売業 行商であつて、第一号ホ又はトに係るものをいう。

四 弁当等人力販売業者 知事の許可を受けて弁当等人力販売業を営む者をいう。

第五条の四を第五条の六とし、第五条の三を第五条の五とし、第五条の二第一項中

「前条第一項」を「第五条第一項の許可を受けた弁当等人力販売業者又は前条第一項」に改め、同条を第五条の四とし、第五条を第五条の三とし、第四条の次に次の二条を加える。

(弁当等人力販売業者の許可申請)

第五条 弁当等人力販売業者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて提出し、知事の許可を受けなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 主たる営業地

三 営業所の名称、屋号又は商号

四 設備の概要

2 前項の規定により許可を受けた弁当等人力販売業者が、許可の有効期間満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず申請書に次の事項を記載し、知事に提出しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 現に受けている営業許可の番号

3 弁当等人力販売業者は、第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

(許可済証の交付)

第五条の二 弁当等人力販売業者の許可を受けた者は、弁当等人力販売業者として販売に従事する者及び許可設備ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、許可済証の交付を受けなければならない。

一 許可済証の交付を受ける者の氏名及び住所

二 営業所の名称、屋号又は商号

三 主たる営業地及び従たる営業地

四 営業許可の番号

2 弁当等人力販売業者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由

の生じた日から十日以内に知事に届け出なければならない。

3 許可済証を亡失又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、申請し、き損したときは、その許可済証を添え、許可済証の再交付を受けなければならない。

第六条第一項各号列記以外の部分中「製造業者等」を「弁当等人力販売業者、製造業者等」に改め、同項第四号中「別表第四」を「別表第五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「別表第三」を「別表第四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 弁当等人力販売業者 別表第二に定める衛生基準

第六条第二項中「行商人」の下に「及び弁当等人力販売業者」を加える。

第七条第一項中「第五条第一項」の下に「又は第五条の三第三項」を加え、「施設」を「設備又は施設」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「弁当等人力販売業者又は」を加える。

第九条第一項中「行商人」の下に「、弁当等人力販売業者」を加え、同条に次の一項を加える。

4 弁当等人力販売業者は、第一項の届出をするとき又は許可済証の交付を受けた者が販売に従事しなくなつたときは、その日から十日以内に知事に全部又は一部の許可済証を返納しなければならない。

第十条第一項中「個所」を「箇所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(許可済証の携行)

第十条の二 弁当等人力販売業者として販売に従事する者は、営業するときは、許可済証を見やすい箇所に携行しなければならない。

2 弁当等人力販売業者として販売に従事する者は、許可済証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第十一条第一項中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 弁当等人力販売業の許可を受けようとする者

一件ごとに 八千八百円

四 許可済証の交付を受けようとする者

一件ごとに 千四百円

五 許可済証の再交付を受けようとする者

一件ごとに 千四百円

第十一条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 弁当等人力販売業の許可を受け営業を営んでいる者が、有効期間満了に際し、引き続き営業の許可を受けようとするときの手数料は、前項第三号の規定にかかわらず五千四百円とする。

第十二条第一項中「行商人」の下に「、弁当等人力販売業者」を加える。

第十三条第二号中「第五条第三項」を「第五条の三第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 弁当等人力販売業者が第五条第三項若しくは第五条の二第二項の届出を怠り、又は第六条若しくは第十条の二の規定に違反したとき。

第十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五条の三第一項の規定に違反した者

第十四条の二第二号中「第五条の三第一項」を「第五条の五第一項」に改める。

別表第一第二の部五の項中「弁当類、ゆでめん類又はそう菜類」を「ゆでめん類」に、「二種以上を同一容器に詰め合わせない」を「ある」に改める。

別表第四第一の部三の款(一)の項イ中「別表第二」を「別表第三」に改め、同表を別表第五とし、別表第三第一の部六の款(一)の項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同表を別表第四とし、別表第二第二の部一の款(一)の項(イ)中「(昭和二十八年法律第百十四号)」を削り、同項(ロ)中「知事、保健所を設置する市長若しくは特別区の区長(以下「知事等」という。)」を「知事等」に改め、同項(ハ)中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)」を「指定都市若しくは中核市」に改め、同項子中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長(以下「都道府県知事等」とい

う。)を「都道府県知事等」に改め、同部二の款(四)の項ホ中「洗淨剤又は殺菌剤(以下「洗淨剤等」という。)」を「洗淨剤等」に改め、同款(九)の項ニ中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)」を「感染症法」に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号。以下「感染症法施行規則」という。)」を「感染症法施行規則」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第六条関係)

弁当等人力販売業者の衛生基準

第一 設備基準

- 一 運搬用具は、人力により移動できる機能を有し、清掃しやすい構造であること。
- 二 運搬用具は、運搬容器、温度計及び消毒用薬品を入れた容器を収容することができるものであること。
- 三 運搬容器は、取扱数量に応じた十分な容量があること。
- 四 運搬容器は、直射日光を遮るよう、遮光性を有すること。
- 五 運搬容器は、断熱材を使用する等、外気温、道路の照り返し等の影響を受けない構造のものであること。
- 六 運搬容器内は、金属、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、かつ容易に洗淨のできる構造であること。
- 七 運搬容器は、完全に密閉できる蓋を有すること。
- 八 運搬容器内の見やすい箇所に、温度計を備えること。
- 九 手指を消毒するため消毒用薬品を入れた容器を使用し、手洗い可能な箇所に備えること。

第二 衛生管理運営基準

一 食品衛生責任者等

(一) 食品衛生責任者の設置

イ 営業者は、許可設備ごとに、販売に従事する者を食品衛生責任者として

定めて置かなければならない。

ロ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たるものとする。

ハ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が必要な場合は、営業者に対して改善を言明し、その促進を図らなければならない。

ニ 営業者は、食品衛生責任者の食品衛生管理上の進言に対して速やかに対処し、改善しなければならない。

ホ 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当し、常時、設備、取扱い等を管理できる者のうちから選任されなければならない。

- (イ) 原則として、栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者若しくは船舶料理士の資格又は食品衛生管理者若しくは食品衛生監視員となることのできる資格を有する者
- (ロ) 知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長(以下「知事等」という。)が実施する食品衛生責任者のための講習会又は知事が指定した講習会の受講修了者

(ハ) 道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の食品衛生関係の条例に基づく資格又は道府県の知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長が食品衛生等に関してこれと同等以上の知識を要する資格として認められた資格を有する者

(ニ) その他知事が食品衛生等に関して同等以上の知識を要する資格として認められた資格を有する者

ヘ 食品衛生責任者は、法令の改廃等に留意し、違反行為のないように努めなければならない。

ト 食品衛生責任者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは

特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めなければならない。

(二) 管理運営要綱

イ 営業者は、設備及び取扱い等に係る衛生上の管理運営について、この基準に基づき、具体的な要綱を可能な限り作成しなければならない。

ロ この基準又はイの要綱は、従事者に周知徹底させなければならない。

ハ 営業者は、定期的に食品検査、ふき取り検査等を実施して、設備の衛生状態を確認するなど、イの要綱に基づく衛生管理状況を検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

(三) 衛生教育

イ 営業者又は食品衛生責任者は、運搬用具及び運搬容器等の管理、食品の取扱い等が衛生的に行われるよう、従事者に対し、衛生的な取扱方法、汚染防止の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施しなければならない。

ロ 営業者又は食品衛生責任者は、洗浄剤、殺菌剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについて教育訓練を実施しなければならない。

ハ 営業者又は食品衛生責任者は、従事者への衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じて教育方法を見直すものとする。

ニ 営業者は、従事者を各種の食品衛生に関する講習会に出席させ、その衛生知識の向上に努めなければならない。

二 衛生措置

(一) 一般的衛生事項

イ 営業者は、日常点検を含む衛生管理を計画的に実施するものとする。

ロ 営業者は、設備等について、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒及び殺菌の方法を定めるものとする。また、その方法を定めた手順書の作成に努めなければならない。

ハ 営業者は設備、人的能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うものとする。

(二) 食品取扱設備の管理

イ 運搬容器は、洗浄及び消毒又は殺菌を行い、常に清潔に保つこと。

ロ 運搬容器及び温度計は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に使用できるよう整備すること。また、これらの点検、補修等の結果を可能な限り記録すること。

ハ 運搬容器の洗浄、消毒又は殺菌に洗浄剤又は殺菌剤（以下「洗浄剤等」という。）を使用する場合は、適正な洗浄剤等を適正な濃度及び方法で使用するものとする。

ニ 運搬用具及び運搬容器を使用しない場合は、所定の場所に衛生的に保管すること。

(三) 食品の取扱い

イ 食品の仕入れに当たっては、品質、鮮度、温度管理状態、包装状態、表示等について点検すること。また、その点検状況の記録に努めること。

ロ 食品の運搬、販売等の各過程において、保存の温度及び時間については、当該食品の特性、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、保存方法、包装形態等に応じて適正に管理すること。

ハ 食品について、規格基準等の適合性を確認するため、自主検査を実施するよう努めること。また、その検査の結果の記録を保存すること。

ニ 衛生管理が不適当なため、又は売れ残ったために飲食に供することができなくなった食品は、販売がされないよう、速やかに処理すること。

ホ 販売に当たっては、販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売管理を行うこと。

ヘ 長時間不適切な温度で販売し、又は直射日光にさらすことのないよう衛生管理に注意すること。  
ト 運搬容器から食品を取り出して、陳列して販売しないこと。

チ 運搬容器の蓋の開閉は最小限にとどめ、適宜保冷剤を使用するなど、温度管理に留意すること。

リ 食品の収納に当たっては、十分放冷した後に収納すること。

ヌ 運搬容器内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。

ル 容器包装に入れられた食品は、仕入れた状態のまま販売すること。

ヲ おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。

(四) 運搬等

イ 食品の運搬に用いる車両、運搬用具等にあつては、食品又はその容器包装を汚染するようなものを使用してはならない。また、容易に洗浄、消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、必要に応じて補修、消毒等を行うことにより適切な状態を維持すること。

ロ 食品とそれ以外の貨物とを混載する場合には、当該貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等当該貨物と区分けすること。

ハ 運搬中の食品は、直射日光から遮断され、じんあい、排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

ニ 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、運搬用具等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。

ホ 食品の運搬に当たっては、温度及び湿度の管理、所要時間、運搬方法等に留意すること。

(五) 従事者の衛生管理

イ 食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して、従事者の健康診断が行われるようにすること。

ロ 知事等から検便を受けるべき旨の指示があつたとき、又は自ら必要と認めるときは、従事者に適宜検便を受けさせること。

ハ 常に従事者の健康に留意し、従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかつたとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判

明したとき、若しくはその疾病にかつていことが疑われる症状を有するときは、その旨を営業者に報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれがなくなるまでの期間その従事者が食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業に十分注意し、食中毒の発生防止に努めること。

二 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十八条第二項の規定による就業制限の対象となつた場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号。以下「感染症法施行規則」という。）第十一条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する感染症に係る場合に限る。）において、当該従事者が飲食物の販売又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務に従事しているときは、同条第三項に規定する期間当該業務に従事させないこと。

ホ 従事者は、常に爪を短く切り、マニキュア等を付けないこと。食品を取り扱う際は、適宜、手指の消毒を行うこと。

(六) 記録の作成及び保管

イ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、食品に係る仕入元、製造又は加工等に関する情報、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録の作成及び保存に努めること。

ロ イの記録の保存期間は、食品の流通実態、消費期限又は賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

ハ 食品衛生上の危害の発生を防止するため、厚生労働大臣又は知事等から要請があつた場合には、イの記録を提出すること。

(七) 食品の回収、廃棄等

イ 食品に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、問題となつた製品を迅速かつ的確に回収するための連絡体制を整備し、具体的な回収の方法、知事等への報告の手順等を定めること。

ロ 回収された食品は、その他の食品と明確に区別して保管し、知事等の指



示に従つて適切に廃棄等の措置を講ずること。  
 ハ 食品の回収等を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じて当該回収等に関する公表について考慮すること。

(ハ) 情報の提供

イ 消費者に対し、食品についての安全性に関する情報を提供しよう努めること。

ロ 販売した食品について、消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が販売した食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の情報を受けたときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

ハ 食品について、法の規定に違反していることが判明したときは、速やかに知事等に情報を提供すること。

ニ 消費者等から、販売した食品に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の情報であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、知事等に速やかに情報を提供すること。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

2 第二条の規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の食品製造業等取締条例（以下「第二条による改正前の条例」という。）第二条第一号ホ又はトの規定により行商を営んでいる者は、第二条の規定の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の食品製造業等取締条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、第二条による改正後の条例第七条第一項の規定による許可を受けずに、引き続き当該営業を営むことができる。

3 前項に規定する者が、平成二十八年一月一日以降第二条による改正後の条例第二条第四号の弁当等人力販売業者にならうとするときは、前項の期間内に、第二条による改正後の条例第七条第一項の規定による許可を受けなければならない。

4 附則第二項に規定する者に対する第二条による改正前の条例第三条第二項及び第三

項、第六条、第九条から第十三条まで並びに第十四条から第十五条までの規定の適用については、附則第二項の期間内は、なお従前の例による。

5 第二条の規定の施行の日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第二条の規定の施行の日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十四号

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三条第一項」を「第三条」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十条第一項第二号中「一万七千九百円」を「一万九千七百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都立病院条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十五号

東京都立病院条例の一部を改正する条例

東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）の一部を次のように改正する。  
 第一条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（以下「病児保育事業」という。）を行う施設

第三条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第六項中「使用料及び手数料」を

「使用料等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。  
 6 知事は、別に定めるところにより、病児保育事業を利用する者から当該事業に係る費用を徴収することができる。

第四条中「使用料及び手数料」を「使用料等」に改める。

第五条の見出し中「使用料及び手数料」を「使用料等」に改め、同条第一項中「第六項」を「第七項」に、「使用料及び手数料」を「使用料等」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に、「使用料」を「使用料等」に改め、同条第三項中「使用料及び手数料」を「使用料等」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都おもてなし・観光基金条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十六号

東京都おもてなし・観光基金条例

(設置)

第一条 東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に要する資金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都おもてなし・観光基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。  
 (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十七号

東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

東京都森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第五十八号

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例（昭和四十六年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表東京都立城東職業能力開発センターの項位置の欄を次のように改める。

東京都足立区綾瀬五丁目六番一号

第四条の表東京都立城東職業能力開発センター足立校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十九号

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例

東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項第二号を次のように改める。

二 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（食肉にあつては、品種及び部位を含む）に、

写真等の撮影のための常時占用

撮影機 一台一月

六千九百四円

を

食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫

一平方メートル一月

八百五十九円

太陽電池発電施設

一平方メートル一月

八百五十九円

写真等の撮影のための常時占用

撮影機 一台一月

六千八百七十二円

に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

む。）、「出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で知事が別に定めるものが提供されること

が確実であること。

第六十九条第二項第十六号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法（平成二十五年法律第七十号）」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項中「千五百二十円」を「千五百十二円」に改め、同表二の項中「七百二十四万九千九百円」を「七百六万三百円」に改める。

別表第五中「九百六十六円」を「九百六十二円」に、「四百三十一円」を「四百二十九円」に、「八百六十三円」を「八百五十九円」に、「三百四十五円」を「三百四十三円」に、

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都海上公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都営空港条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十一号

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第二十一条とし、第十五条を第二十条とし、第十四条の次に次の五条を加える。

（指定管理者による管理）

第十五条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、空港（知事が指定するものに限る。以下この条、次条及び第十九条において同じ。）の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務
  - 二 空港の運用に関する業務
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- 2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。
- 一 第四条第一項の規定により、空港を使用しようとする者の届出を受理すること。
  - 二 第四条第二項、第五条第一項ただし書、第九条ただし書、第十条第二号、第四号若しくは第六号、第十一条の第二項又は第十一条の三の規定により、知事に提出される申請書を受理し、及び許可書を交付すること。

（指定管理者の指定）

第十六条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、東京都規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に空港の管理を行うことができる者であると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 二 安定的な経営基盤を有していること。
- 三 空港の効用を最大限に発揮するとともに、安全かつ効率的な管理運営ができること。

四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

（指定管理者の指定の取消し等）

第十七条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 前条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第十九条第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

（指定管理者の公表）

第十八条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（管理の基準等）

第十九条 指定管理者は、次に掲げる基準により、空港の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 航空法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
  - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
  - 三 維持管理及び修繕を適切に行うこと。
  - 四 当該指定管理者が業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
  - 二 業務の実施に関する事項
  - 三 事業の実績報告に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、空港の管理に関し必要な事項

この条例は、公布の日から施行する。

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第六十二号

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十四年東京都条例第百一号）の一部を次のように改正する。

別表中「五十二万二千元」を「五十二万三千元」に、「四十六万六千元」を「四十六万七千元」に、「四十二万八千元」を「四十二万九千元」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第六十三号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第二節の四 フルオロカーボンの管理（第十条・第十七条）」を「第二節の四 削除」に改め、「（第二十六条・第二十七条）」を削る。
- 第二条第三号中「及び大気」を「、大気及び海水」に改める。
- 第五条の七第六号中「施設（」の下に「専ら住居の用に供するものを除く。」を加え、同条第八号及び第九号を次のように改める。
- 八 指定地球温暖化対策事業所 次に掲げる事業所をいう。

ア 地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第一項の規定により知事が指定する、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）

イ アの事業所に係る事業所区域の変更（第五条の八の二第二項に規定する事業所区域の変更をいう。次号において同じ。）があったときに、引き続き地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として同条第三項の規定により知事が指定する事業所

九 特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、次に掲げる事業所をいう。

ア 特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第三項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号アの要件に該当した事業所  
イ アの事業所に係る事業所区域の変更があったときに、引き続き特定温室効果ガ

ス排出量を削減する必要がある事業所として第五条の八の二第三項の規定により知事が指定する事業所  
 第五条の八の次に次の一条を加える。  
 (事業所区域の変更)

第五条の八の二 指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域は、第五条の七第六号の規定にかかわらず、その指定の後に事業所の分割（エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が減少することをいう。以下「事業所分割」という。）又は事業所の統合（エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が増加することをいう。以下「事業所統合」という。）があつても変更がないものとする。ただし、事業所統合に係る建物等が、規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

2 指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「指定地球温暖化対策事業者」という。）は、当該指定地球温暖化対策事業所に事業所分割又は事業所統合（前項ただし書に規定する場合を除く。以下「事業所区域の変更」という。）があつたときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、新たな指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定をし、又はその指定を取り消すべきことを、当該指定又は指定の取消しに係る全ての事業所の所有事業者等であつて規則で定める者と連名で（指定地球温暖化対策事業者と当該規則で定める者とが合わせて一の者となる場合にあっては単独で）、事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとの前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請することができる。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、事業所区域の変更があつたと認めるときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定地球温暖化対策事業所（規則で定める場合にあっては、特定地球温暖化対策事業所）として指定し、又は第五条の十第二項第三号若しくは第四号の規定により指定を取り消すものとする。

4 知事は、前項の規定によりとるべき措置を決定したときは、その旨を規則で定める

ところにより、当該措置に係る事業所を所有している事業者（前条第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあっては、当該届出者を含む。）に通知するものとする。

第五条の九第一項中「指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「指定地球温暖化対策事業者」という。）を「指定地球温暖化対策事業者」に改める。

第五条の十第二項第一号中「第五条の八第一項」の下に「又は第五条の八の二第三項」を加え、同項第二号中「第三項」の下に「又は第五条の八の二第三項」を加え、同項に次の二号を加える。

三 指定地球温暖化対策事業所（特定地球温暖化対策事業所を除く。）について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があつたと認められた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

四 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があつたと認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

第五条の十一第一項第二号ア中「他の特定地球温暖化対策事業所における」を削り、同条第四項中「基準排出量」の下に「（第五条の十三第一項第三号の規定により定める場合を除く。）」を加える。

第五条の十三第一項第一号中「いる事業所」の下に「（第三号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第二号中「した事業所」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 事業所区域の変更に伴い新たに特定地球温暖化対策事業所として指定を受けた事業所 当該特定地球温暖化対策事業所の区域に含まれる事業所区域の変更の前の各事業所の区域における標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量を合計した量

第五条の十三中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、第五条の八の二第二項の規定による申請を行う者の場合

にあつては、当該申請を行う者が、当該申請と併せて前項の申請書を、規則で定めるところにより知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。

第五条の十八各号列記以外の部分中「該当する」を「該当し、又は第五条の八の二三項の規定により事業所区域の変更があつた」に改め、同条に次の一号を加える。

四 事業所区域の変更があつたとき。 第五条の八の二第二項の規定による申請を行った年度の前年度

第六条第六号中「特定温室効果ガス年度排出量」の下に「(第五条の八の二第三項の規定による指定が行われた年度を除く。)」を加える。

第二章第二節の四を次のように改める。

第二節の四 削除

第十条から第十七条まで 削除

第七十八条中「学校のうち、」を「学校をいう。以下同じ。」「に、「病院のうち、」を「病院をいう。以下同じ。」「に改める。

第七十九条第四号中「第二条第二十号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

第一百五十五条第一項中「、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者」を削る。

第一百五十六条第一項中「第九条の七、第十七条」を「第九条の七」に改める。

別表第二 四の項中「第二条第二十三号」を「第二条第一項第二十三号」に改め、同表二十二の項中「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

別表第十三 一の項の表中

ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。

を

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

- 一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの

区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。

二 保育所その他の規則で定める場所において、子供(六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下この表において同じ。)及び子供と共にいる保育者並びにそれらの者と共に遊び、保育等の活動に参加する者が発する次に掲げる音については、この規制基準は、適用しない。

- (一) 声
- (二) 足音、拍手の音その他の動作に伴う音
- (三) 玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音
- (四) 音響機器等の使用に伴う音

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号、第七十八号、第七十九条第四号並びに別表第二 四の項及び二十二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第五条の八の二第二項の規定による申請は、この条例の施行の日前にあつた同項の事業所区域の変更に対応するものについても適用する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十四号

東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金条例

(設置)

に

第一条 水素エネルギーの利用の拡大を図るとともに、エネルギーの有効利用及び低炭

素かつ自立分散型のエネルギーの利用が進んだスマートエネルギー都市の実現に資す

るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に

基づき、東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金（以下「基金」と

いう。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管

しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金

に繰り入れるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することがで

きる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

●東京都条例第六十五号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係

手数料条例の一部を改正する条例

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例

（平成十三年東京都条例第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

別表一の項中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業

者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手

数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同表二の項中「第十

二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロ

ン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種

フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十六号

土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

土壤汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年東京都条例第百三号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表中二の項及び三の項を四の項及び五の項とし、同表中



一 法第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業 許可申請手数料	二十四万円	許可申請のとき。
---------------------------------------	--------------------	-------	----------

一 法第三條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料	三万九百円	指定申請のとき。
二 法第三十二條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料	二万四千八百円	更新申請のとき。
三 法第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	二十四万円	許可申請のとき。

改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十七号

東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）の一部を次のように改正する。

を

に

第十二条第二項第五号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項第六号中「第七條第四項」を「第九條第二項」に改める。

第二十五条第三項第五号、第三十條第一項第三号、同条第二項第四号及び第四十三條第六項第二号中「第三十一條第一項」を「第四十三條第一項」に改める。

第五十六條第二号中「第十三條第三項」を「第二十條第三項」に、「第十四條第三項」を「第二十一條第三項」に、「第十三條第九項第三号」を「第二十條第九項第四号」に、「第十四條第八項第三号」を「第二十一條第八項第四号」に、「第五十六條」を「第六十八條」に改め、同条第三号中「第三十一條第一項」を「第四十三條第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二條第二項第五号の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十八号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「九十円」を「八十九円」に、「二万二千四百円」を「二万一千五百円」に改める。

別表第三付記以外の部分を次のように改める。

別表第三（第五十一條関係）

種 別	単 位	占 用 料	
電柱及び標識	一本一月	百円	
水道管、下水道管及びガス管並びに電線	一メートル一月	九十円	
鉄塔	一平方メートル一月	九十円	
変圧塔及びマンホールの類	一箇所一月	九十円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	一箇所一月	三十六円	
公衆電話所	一箇所一月	九十円	
地下の占用物件	一平方メートル一月	地上露出部分	九十円
		地下部分	四十五円
高架の占用物件	一平方メートル一月	四十五円	
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル一月	九十円	
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫	一平方メートル一月	九十円	
太陽電池発電施設	一平方メートル一月	九十円	
写真撮影のための常時占用	撮影機一台一月	七百二十円	
写真撮影のための臨時的な占用	一回(一時間以内)	千二百五十円	
その他の占用	一平方メートル一日	三円	

附 則

- この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都駐車条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

●東京都条例第六十九号

東京都駐車条例の一部を改正する条例

東京都駐車条例(昭和三十三年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の十四第三項中「二百三十円」を「二百五十円」に改める。

第十四条の十八中「二百三十円」を「二百五十円」に、「百五十円」を「百八十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十号

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項中「一万四十五円」を「九千九百八十四円」に改め、同表二の項中「六百八十六万八千四百円」を「六百八十一万二千四百円」に改める。

別表第四中「九百六十六円」を「九百六十二円」に、「八百六十三円」を「八百五十九円」に、「三百四十五円」を「三百四十三円」に、「四百三十一円」を「四百二十九円」に、

写真撮影のため 常時 占用

撮影機一台、一月

六千九百四円

を

食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫

一平方メートル、一月

八百五十九円

太陽電池発電施設

一平方メートル、一月

八百五十九円

写真撮影のため 常時 占用

撮影機一台、一月

六千八百七十二円

に改める。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十一号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。別表第二中「四十七万二千元」を「五十四万二千元」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十二号

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

東京都葬儀所条例(昭和二十一年東京都条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 葬儀所又はその附帯施設の利用者が、その使用を終了したとき、又は使用の開始後において当該使用に係る許可を取り消されたときは、設備を原状に回復し、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

第十二条第三項中「東京都青山葬儀所」の下に「又はその附帯施設」を加える。

第十五条第一項中「東京都青山葬儀所」の下に「又はその附帯施設」を加え、同条第四項中「東京都青山葬儀所」の下に「又はその附帯施設」を加え、「承認し」を「許可し」に改める。

別表第二中

青山葬儀所	式場利用料	一回(八時間以内)	八十六万五千円	百三万八千円
-------	-------	-----------	---------	--------

青山葬儀所	式場利用料	一回(八時間以内)	七十六万九千円	九十二万二千八百円
			待合室利用料	十九万七千円

を  
に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第九条の次に一条を加える改正規定及び第十五条第四項の改正規定中「承認し」を「許可し」に改める部分は、公布の日から施行する。

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十三号

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五十二万二千元」を「五十二万三千元」に、「四十二万八千元」を「四十二万九千元」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十四号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表一の項中「四二、四七二人」を「四二、五四三人」に、「一、〇六二人」を「一、〇六四人」に、「二、四二一人」を「二、四三五人」に、「二五、五六八人」を「二五、六一一人」に、「二三、四二二人」を「二三、四四三人」に改め、同表二の項中「二、八四一人」を「二、九〇七人」に改め、同表計の項中「四五、三一人」を「四五、四五〇人」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十五号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二 一の部十二の項中

法第八八条の二第 一万三千三百五十円(当該)

一 項第十三号に掲げる講習  
講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、九千二百円)

法第八十条の二第一項第十三号に掲げる講習  
一万三千三百五十円(当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、九千二百円)

を

に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十六号

東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例

東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第四号中「昭和二十三年法律第六十九号 第一條」を「平成二十六年法律第五十八号 第三條」に改め、「又は同法第十六條に規定する少年鑑別所」を

削り、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三條に規定する少年鑑別所

附 則

この条例は、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十七号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例(昭和二十七年東京都条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一七、七二八人」を「一七、八三九人」に改め、同表計の項中「一八、一五二人」を「一八、二六三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十八号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。第四十一條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存するこの条例による改正前の火災予防条例（以下「旧条例」という。）第四十一条第一項第一号に掲げる防火対象物及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の旧条例第四十一条第一項第一号に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、この条例による改正後の火災予防条例第四十一条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日まで間は、なお従前の例による。

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十九号

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。  
第三条第三号中「区域内に居住し又は勤務する」を「管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する」に改める。

第五条第三号を次のように改める。

三 第三条第三号に規定する資格を有しないこととなつたとき。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

●東京都条例第八十号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

東京都知事 外 添 要 一

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費	人口	一人につき 二五、一六六円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一二、六八六円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 六三、四九五円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八二、五二二円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一一二、六四五円
	区立保育所入所児童数	一人につき 一、一八〇、三六八円
	私立保育所入所児童数	一人につき 三八四、九二九円
5 国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき 二九、四四四円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七五、〇八五円
三 衛生費		
1 衛生費	人口	一人につき 八、五七〇円
四 清掃費		

1 清掃総務費	人口	一人につき	五二二円
2 収集作業費	人口	一人につき	四、九四四円
3 収集車両費	人口	一人につき	一、四三七円
4 処理処分費	人口	一人につき	二、七〇四円
五 経済労働費			
1 生活経済費	人口	一人につき	三五四円
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき	五七、四七八円
六 土木費			
1 建築公害費	人口	一人につき	二、七九二円
2 都市整備費	人口	一人につき	一、〇二七円
3 道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一二七円
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五三七円
七 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	二六、〇三八円
	学級数	一学級につき	九二五、七二四円
	学校数	一校につき	八五、八〇九、九八九円
2 中学校費	生徒数	一人につき	二七、七四四円
	学級数	一学級につき	一、四三六、五四四円
	学校数	一校につき	九一、三九一、八六三円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二四、八六六円
	幼稚園数	一箇所につき	四〇、六六三、八一九円
	人口	一人につき	五、八四二円

八 その他諸費			
1 公債費	元利償還金	一人につき	一円
2 財産費	年度支払額	一人につき	一円
3 その他行政費	人口	一人につき	一二、八六五円
二 投資的経費			
経費の種類	測定単位	単位費用	
一 議会総務費			
1 議会総務費	人口	一人につき	一、七五〇円
二 民生費			
1 社会福祉費	人口	一人につき	七八五円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六、五〇二円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	二二、九一七円
三 衛生費			
1 衛生費	人口	一人につき	五二五円
四 清掃費			
1 収集作業費	人口	一人につき	二二七円
2 処理処分費	人口	一人につき	二、一六二円
五 経済労働費			
1 生活経済費	人口	一人につき	一七八円
六 土木費			
1 建築公害費	人口	一人につき	八五一円
2 都市整備費	人口	一人につき	三〇九円
3 道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	二二三円
七 教育費			
4 公園費	人口	一人につき	三、一四一円
1 小学校費	学校数	一校につき	

2 中学校費	学校数	一〇八、六五四、九六二円 一校につき
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき 一一七、八四四、一五六円
	園児数	一人につき 三、三二四円
	人口	一人につき 一〇四、八二七円 一、八七七円

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十一号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。」の下に「又は法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）に係る法第十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）を、（）の事業」の下に「又は当該第一号訪問事業」を加え、「場合は、」を「場合であつて、当該指定訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号訪問事

業であるときは区市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準」を加える。

第七条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」の下に「又は第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」を、「指定介護予防訪問介護の事業」の下に「又は当該第一号訪問事業」を加え、「場合は、」を「場合であつて、当該指定訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号訪問事業であるときは区市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」を加える。

第八条第三項第三号中「平成二十六年東京都条例第五十二号」の下に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

第四十二条第二項中（）の事業」の下に「又は法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス）をいう。以下同じ。）に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）」を加え、「は、同項に規定する」を「であつて、当該基準該当訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、基準該当介護予防訪問介護の事業であるときは指定介護予防サービス等基準条例第四十二条第一項に規定する人員に関する基準を、当該第一号訪問事業であるときは区市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十四条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」の下に「又は第四十二条第二項に規定する第一号訪問事業」を加え、「場合は、」を「場合であつて、当該基準該当訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、基準該当介護予防訪問介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号訪問事業であるときは区市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」を加える。

第六十三条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。  
第六十四条第四項中「第七十一条第一項」を「第七十一条第十項」に、「指定複合型サービス（）を「指定看護小規模多機能型居宅介護（）に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第七十九条中「できるよよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。  
第八十五条に次の一号を加える。



四 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第八十六条に次の一項を加える。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第四百三十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第四百四十二条第一項から第三項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十八条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第九十九条第二項中「指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。」の下に「又は法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」を、「二」の事業」の下に「又は当該第一号通所事業」を加え、「場合は、」を「場合であつて、当該指定通所介護の事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防通所介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号通所事業であるときは区市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」を加える。

第一百一条第三項中「指定介護予防通所介護事業者」の下に「又は第九十九条第二項に

規定する第一号通所事業に係る指定事業者」を、「指定介護予防通所介護の事業」の下に「又は当該第一号通所事業」を加え、「又は指定介護予防通所介護」を、「指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業」に改め、同条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」の下に「又は第九十九条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」を、「指定介護予防通所介護の事業」の下に「又は当該第一号通所事業」を加え、「場合は、」を「場合であつて、当該指定通所介護の事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防通所介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号通所事業であるときは区市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」を加え、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第一百十条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第一百十条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定通所介護事業者は、第一百一条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第一百一条第二項第五号中「次条において準用する第三十九条第一項」を「前条第一項」に改める。

第一百十二条中「第四十条まで」を「第三十八条まで、第四十条」に改める。

第一百十四条第一項中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百十八条に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第百二十九条第二項第六号中「第三十九条第一項」を「第百十条の二第一項」に改める。

第百三十条中「第四十条まで」を「第三十八条まで、第四十条」に、「第百十条」を「第百十条の二」に改め、「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」の下に「と、第百十条の二第三項中「第百一条第四項」とあるのは「第百十八条第四項」を加える。

第百三十一条第二項中「」の事業」の下に「又は法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）」を加え、「は、同項に規定する」を「であつて、当該基準該当通所介護の事業と一体的に運営される事業が、基準該当介護予防通所介護の事業であるときは指定介護予防サービス等基準条例第百十二条第一項に規定する人員に関する基準を、当該第一号通所事業であるときは区市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百三十三条第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」の下に「又は第百三十一条第二項に規定する第一号通所事業」を加え、「場合は、」を「場合であつて、当該基準該当通所介護の事業と一体的に運営される事業が、基準該当介護予防通所介護であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号通所事業であるときは区市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」を加える。

第百三十四条中「第三十八条から第四十条まで」を「第三十八条、第四十条」に改める。  
 第百三十五条中「できるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。  
 第百四十一条に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成

員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第百四十二条に次の一項を加える。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状態、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第一項から第三項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもつて、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百六十四条に次の一項を加える。

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第四条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百八十一条中「指定通所介護事業所若しくは」を「指定通所介護事業所、」に改め、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第百八十七条中「看護職員」との下に「、第百六十四条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第百二十六条第三項を削る。

第百二十五条を次のように改める。

第百二十五条 削除

第百三十五条第二項第八号を削る。

第二百四十三条第一項中「入居」の下に「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の四に規定する」を加える。

第二百四十六條第二項第十号を削る。

第二百四十七條中「から第二百二十七條まで」を、「第二百二十六條、第二百二十七條」に改める。

第二百五十七條の見出しを「（研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第二百七十五條中「第二百五十七條中」を「第二百五十七條第一項中」に改め、「特定福祉用具」との下に「同條第二項中「指定福祉用具貸与」とあるのは「指定特定福祉用具販売」とを加える。

附則

この條例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する條例の一部を改正する條例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

●東京都條例第八十二号

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する條例の一部を改正する條例

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する條例（平成二十六年東京都條例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「主治の医師の」を「主治の医師等の」に改め、同条を同条第十九号とし、同条第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十五号とし、同条第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する條例（平成二十四年東京都條例第百十一号。以下「指定居宅サービス等基準條例」という。）第二十八條第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準條例において位置付けられている計画の提出を求めること。

第二十条に次の一号を加える。

二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五條の四十八第四項の規定に基づき、同條第一項に規定する会議から、同條第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

第三十一条第二項第一号中「第二十条第十一号」を「第二十条第十二号」に改め、同項第二号中「第二十条第十二号」を「第二十条第十三号」に改める。

附則

この條例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する條例の一部を改正する條例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

●東京都條例第八十三号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する條例の一部を改正する條例

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する條例（平成二十四年

東京都条例第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」に改め、同条第二項中「指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。」の下に「又は法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（介護予防訪問介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）」を、「」の事業」の下に「又は当該第一号訪問事業」を加え、「場合は、「場合であつて、当該指定介護予防訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号訪問事業であるときは区市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準」を加える。

第七条第二項中「指定訪問介護事業者」の下に「又は第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」を、「指定訪問介護の事業」の下に「又は当該第一号訪問事業」を加え、「場合は、「場合であつて、当該指定介護予防訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号訪問事業であるときは区市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」を加える。

第四十二条第一項中「法」を「旧法」に改め、同条第二項中「」の事業」の下に「又は法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（介護予防訪問介護及び基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）」を加え、「は、同項に規定する」を「であつて、当該基準該当介護予防訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、基準該当訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準条例第四十二条第一項に規定する人員に関する基準を、当該第一号訪問事業であるときは区市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十四条第二項中「基準該当訪問介護の事業」の下に「又は第四十二条第二項に規定する第一号訪問事業」を加え、「場合は、「場合であつて、当該基準該当介護予防訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、基準該当訪問介護の事業であるときは

は」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号訪問事業であるときは区市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」を加える。

第八十六条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準省令第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百二十五条第一項第二号から第四号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、前三号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十六条第二項中「第十号」を「第十一号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

第九十七条第二項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」の下に「又は法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（介護予防通所介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」を、「」の事業」の下に「又は当該第一号通所事業」を加え、「場合は、「場合であつて、当該指定介護予防通所介護の事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは

は」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号通所事業であるときは区市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」を加える。

第九十九条第三項中「指定通所介護事業者」の下に「又は第九十七条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」を、「指定通所介護の事業」の下に「又は当該第一号通所事業」を加え、「又は指定通所介護」を「指定通所介護又は当該第一号通所事業」に改め、同条第四項中「指定通所介護事業者」の下に「又は第九十七条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」を、「指定通所介護の事業」の下に「又は当該第一号通所事業」を加え、「場合は、」を「場合であって、当該指定介護予防通所介護の事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号通所事業であるときは区市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」を加え、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

（事故発生時の対応）

第九十五条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、第九十九条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第九十六条第二項第五号中「次条において準用する第三十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第一百七条中「第三十七条まで」を「第三十五条まで、第三十七条」に改める。

第一百二十二条第二項中「」の事業」の下に「又は法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（介護予防通所介護及び基準該当介護予防通所介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。）」を加え、「は、同項に規定する」を「であって、当該基準該当介護予防通所介護の事業と一体的に運営される事業が、基準該当通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準条例第百三十一条第一項に規定する人員に関する基準を、当該第一号通所事業であるときは区市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第一百二十四条第四項中「基準該当通所介護の事業」の下に「又は第百十二条第二項に規定する第一号通所事業」を加え、「場合は、」を「場合であって、当該基準該当介護予防通所介護の事業と一体的に運営される事業が、基準該当通所介護の事業であるときは」に改め、「関する基準」の下に「を、当該第一号通所事業であるときは区市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」を加える。

第一百十五条中「から第三十七条まで」を「第三十七条」に改める。

第一百二十五条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第一項第二号から第四号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、前三号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一百二十五条第二項中「第八号」を「第九号」に、「同項第九号」を「同項第十号」

に改める。

第百三十九条に次の一項を加える。

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準省令第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百六十五条中「をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第二百二条第一項中「第八条の二第十項」を「第八条の二第九項」に改め、同条第三項を削る。

第二百十條を次のように改める。

第二百十條 削除

第二百十六條第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百三十一條第一項中「入居（）」の下に「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の四に規定する」を加える。

第二百三十二條第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の下に「又は指定事業者」を加え、同条第三項中「種類は」の下に「指定訪問介護、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」を、「同じ。」の下に「並びに法第百十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号口に規定する第一号通所事業（指定事業者

により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護、指定介護予防通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- 三 指定介護予防訪問看護

第二百三十三條第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百三十四條中「及び第二百九條」を「、第二百九條及び第二百一十一條」に改める。

第二百三十七條中「第八条の二第十項」を「第八条の二第十項」に改める。

第二百四十三條の見出しを「（研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第二百五十四條中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

第二百六十二條中「第二百四十三條中」を「第二百四十三條第一項中」に改め、

「指定介護予防福祉用具」との下に「、同条第二項中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売」と」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十四号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。  
第四十九条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じて、」の下に「助言その他の」を加える。

第五十九条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）を、」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）を、」を加え、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項）の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という）に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第七十一条に次の一項を加える。  
3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定放課後等デイサービス事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- 一 嘱託医
- 二 看護師

- 三 児童指導員又は保育士
- 四 機能訓練担当職員
- 五 児童発達支援管理責任者

第七十六条中「第十二条、第十四条」を「から第十四条まで」に、「第五十条から第五十三条まで及び第六十四条」を「及び第五十条から第五十三条まで」に改め、「第十六条第一項中「運営規程」とあるのは「第七十六条において準用する第六十四条に規定する重要事項に関する運営規程」と」を削る。  
第七十八条の次に次の一条を加える。

（利用定員）

第七十八条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。  
第七十九条中「第十二条、第十四条」を「から第十四条まで」に改め、「第六十四条」及び「第七十四条」を削る。  
第八十八条中「第七十一条並びに」を「第七十一条第一項及び第二項並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十五号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第

三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第九十五条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。」が「を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が「に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「」又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項）の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第九十九条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

附則

附則第五条第一項及び第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。  
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五十条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 二三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002

